

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月17日提出
【計算期間】	PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型） 第24特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型） 第20期 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型） 第24特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型） 第20期 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） 第20特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型） 第20期 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） 第19特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型） 第19期 (自 2022年6月21日至 2022年12月20日)
【ファンド名】	PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他 ()
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 公債))						
資産複合						
()						

「豪ドルコース（年２回分配型）」

「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」

「メキシコペソコース（年２回分配型）」

「世界通貨分散コース（年２回分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本				
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他 ()
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 公債))						
資産複合						
()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

PIMCO ニューワールドインカムファンドは、以下の8本のファンドで構成される投資信託です。

 豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 ブラジルレアルコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 メキシコペソコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 世界通貨分散コース (毎月分配型) / (年2回分配型)
---	---	--	--

1 世界通貨分散コースにおいては、12通貨(豪ドル、ブラジルレアル、メキシコペソ、カナダドル、インドネシアルピア、インドルピー、韓国ウォン、中国元、トルコリラ、ユーロ、英ポンド、米ドル)への実質的な配分は12分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が12分の1程度ずつから乖離する場合があります。

投資対象

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等が実質的な主要投資対象です。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券(新興経済国の政府および政府機関等の発行もしくは保証する債券(ソブリン債券、準ソブリン債券))に実質的な投資を行います。また、エマージング債券と同様の投資効果を持つ派生商品を活用する場合があります。証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。
- 実質的に投資する債券は、原則として取得時において「CCC一格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、実質的に投資する債券の平均格付けは原則として「B-格」相当以上を維持します。



エマージング債券とは

新興経済国(エマージング・カントリー)の政府、政府機関、企業が発行する債券です。先進国の国債等と比較して信用力が低い代わりに利回りが高くなる傾向があります。

- 新興経済国とは、経済が発展途上にあり、今後の急速な経済成長が期待できる国々をいいます。
- デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

<世界の主な新興経済国>



1 上記以外の国を投資対象国とすることがあります。

<信用格付けと利回りについて>

信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利息の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

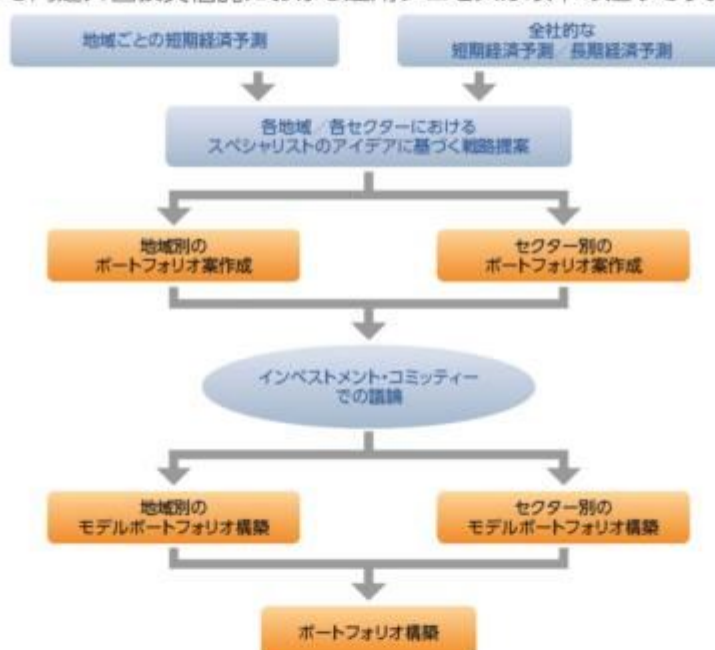


Moody'sのAaからCaaまでの信用格付けには「1, 2, 3」、S&PのAAからCCCまでの信用格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。左記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用方法
運用プロセス

投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

運用の
委託先

投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託（米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等に投資）への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
 - ピムコ社（PIMCO＝Pacific Investment Management Company LLC）は、1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- ！ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

為替対応
方針

各ファンドが投資を行う外国投資信託においては、米ドル建てを中心としたエマージング債券等に投資を行う一方で、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行います。これにより、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益／差損」が生じます。

■ 為替取引とは、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各ファンドの対象通貨ベースでのエマージング債券等への投資効果を追求します。

❗ 各ファンド対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

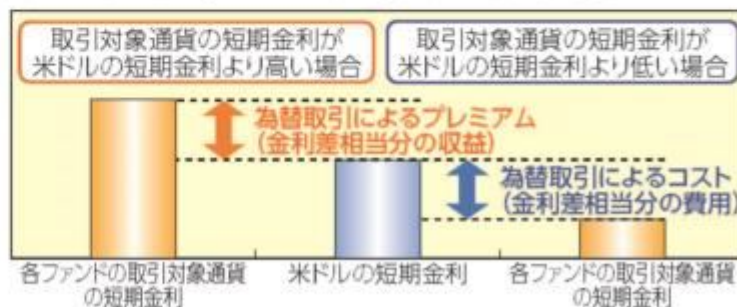
■ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きく乖離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)>

各ファンドの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該ファンドでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各ファンドの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該ファンドでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

<為替差益／差損>

各ファンドの基準価額は、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

PIMCO ニューワールド インカムファンド	下落 ← 基準価額 → 上昇																																							
豪ドルコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高																																							
ブラジルレアルコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	ブラジルレアル安 ← 円に対して → ブラジルレアル高																																							
メキシコペソコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高																																							
世界通貨分散コース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	<table><tr><td>世界通貨</td><td>円に対して</td><td>世界通貨</td></tr><tr><td>豪ドル安</td><td></td><td>豪ドル高</td></tr><tr><td>ブラジルレアル安</td><td></td><td>ブラジルレアル高</td></tr><tr><td>メキシコペソ安</td><td></td><td>メキシコペソ高</td></tr><tr><td>カナダドル安</td><td></td><td>カナダドル高</td></tr><tr><td>インドネシアルピア安</td><td></td><td>インドネシアルピア高</td></tr><tr><td>インドルピー安</td><td></td><td>インドルピー高</td></tr><tr><td>韓国ウォン安</td><td></td><td>韓国ウォン高</td></tr><tr><td>中国元安</td><td></td><td>中国元高</td></tr><tr><td>トルコリラ安</td><td></td><td>トルコリラ高</td></tr><tr><td>ユーロ安</td><td></td><td>ユーロ高</td></tr><tr><td>英ポンド安</td><td></td><td>英ポンド高</td></tr><tr><td>米ドル安</td><td></td><td>米ドル高</td></tr></table>	世界通貨	円に対して	世界通貨	豪ドル安		豪ドル高	ブラジルレアル安		ブラジルレアル高	メキシコペソ安		メキシコペソ高	カナダドル安		カナダドル高	インドネシアルピア安		インドネシアルピア高	インドルピー安		インドルピー高	韓国ウォン安		韓国ウォン高	中国元安		中国元高	トルコリラ安		トルコリラ高	ユーロ安		ユーロ高	英ポンド安		英ポンド高	米ドル安		米ドル高
世界通貨	円に対して	世界通貨																																						
豪ドル安		豪ドル高																																						
ブラジルレアル安		ブラジルレアル高																																						
メキシコペソ安		メキシコペソ高																																						
カナダドル安		カナダドル高																																						
インドネシアルピア安		インドネシアルピア高																																						
インドルピー安		インドルピー高																																						
韓国ウォン安		韓国ウォン高																																						
中国元安		中国元高																																						
トルコリラ安		トルコリラ高																																						
ユーロ安		ユーロ高																																						
英ポンド安		英ポンド高																																						
米ドル安		米ドル高																																						

*上記通貨は、今後変更となる場合があります。

※上記通貨は、今後変更となる場合があります。

<世界通貨分散コースについて>

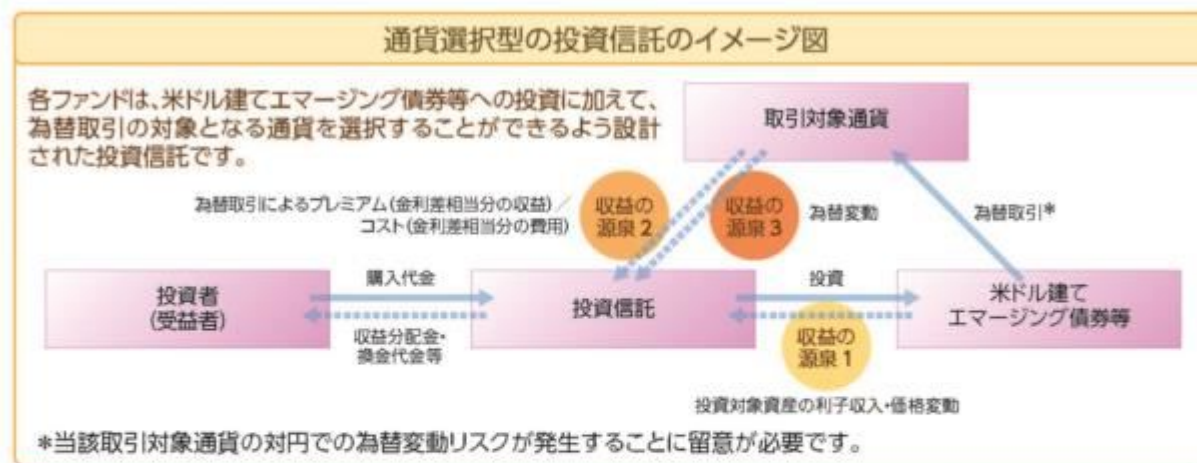
- ◆ 通貨の分散を考慮し、原則として12通貨へ投資を行います。また、各通貨の実質的な配分が概ね均等になることを基本とします。
- ◆ 組入通貨については、世界各国の長期的な経済構造の変化等を考慮し、入替えを行う場合があります。なお、資本規制等が設けられ、継続的な投資が困難となった場合等には、当該通貨を除外することがあります。

<通貨配分のイメージ>

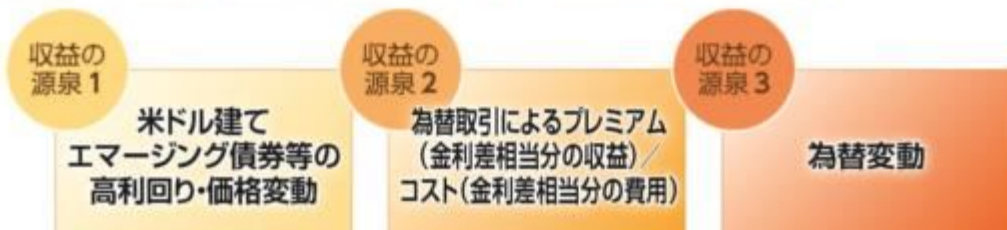


❗ 上記はイメージであり、実際の通貨配分とは異なる場合があります。また、組入通貨については、今後変更となる場合があります。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ



● 各ファンドの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



● 各ファンドにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

📄 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

分配方針

「毎月分配型」は毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。「年2回分配型」は年2回の決算時(6・12月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

「毎月分配型」

- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「年2回分配型」

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



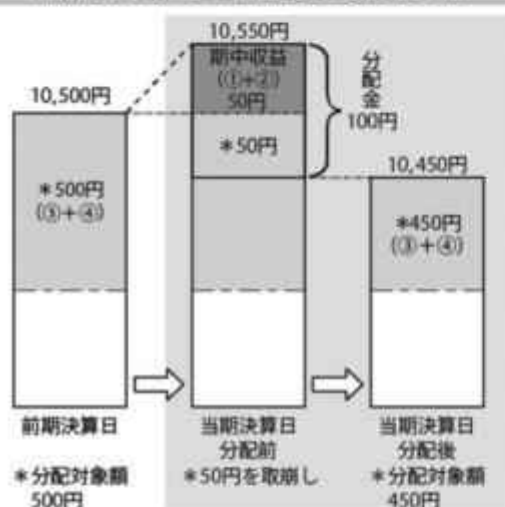
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

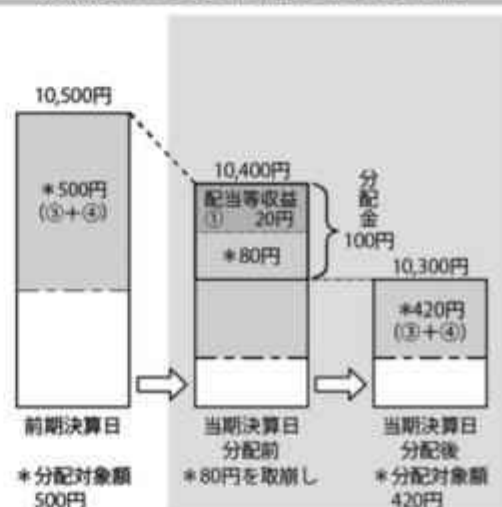
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



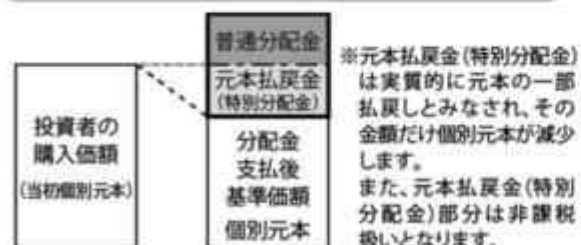
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

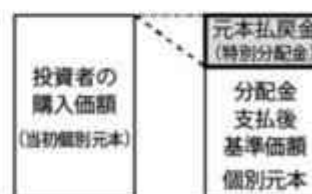
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

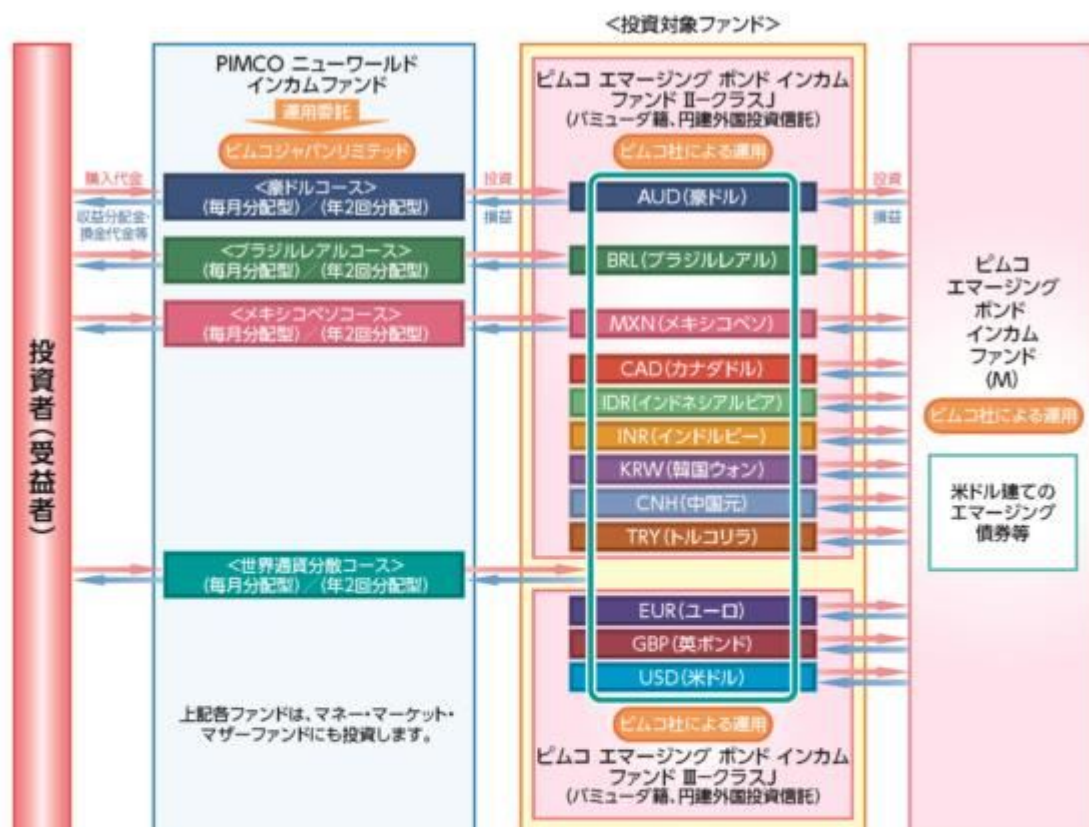


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み



- 1 世界通貨分散コース(毎月分配型)および世界通貨分散コース(年2回分配型)が投資対象とする投資信託証券については、今後変更となる場合があります。
- 2 販売会社によっては、取り扱わないファンドがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- 3 各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。なお、販売会社によっては、全部または一部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

2011年3月31日 設定日、信託契約締結、運用開始

2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更

2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

2013年1月16日 設定日、信託契約締結、運用開始

2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更

2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

「豪ドルコース（年2回分配型）」

「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」

「メキシコペソコース（年2回分配型）」

2013年2月20日	設定日、信託契約締結、運用開始
2013年9月20日	信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更
2019年9月20日	信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

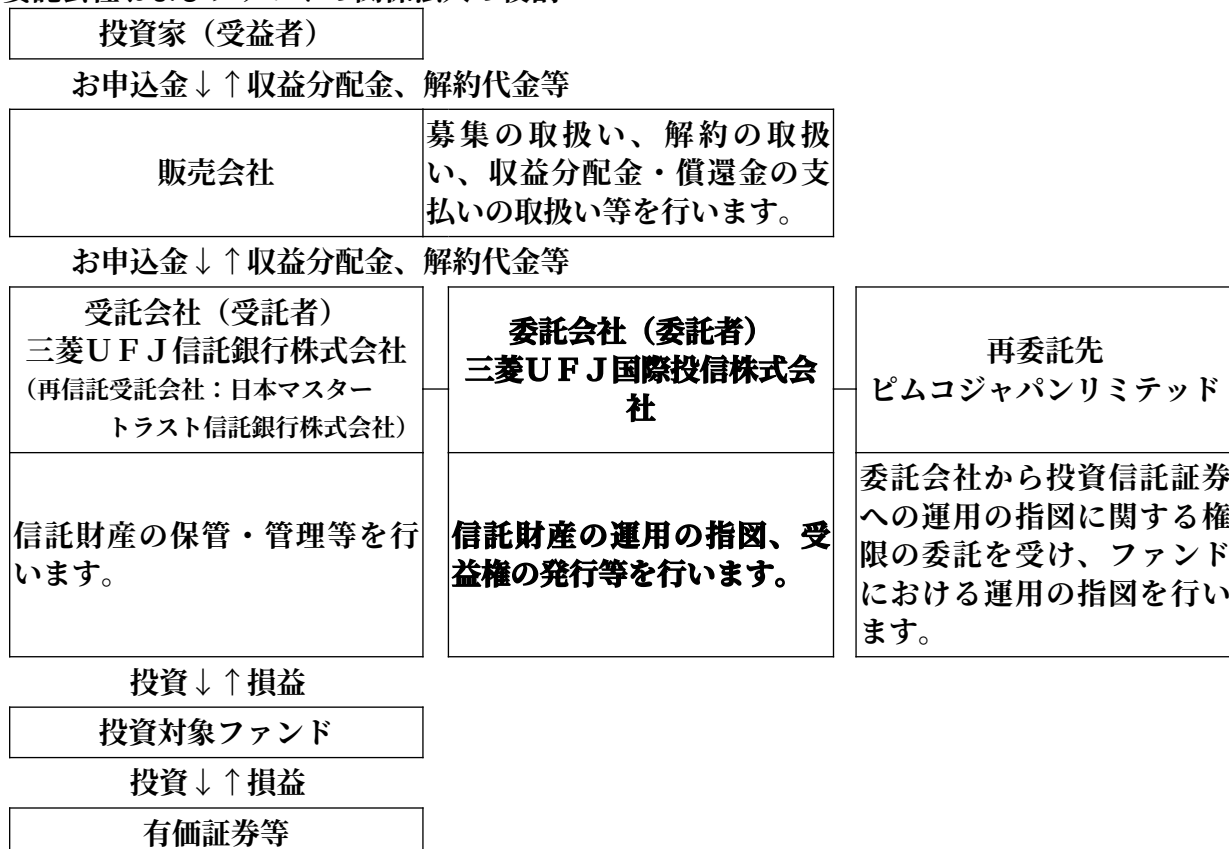
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（年2回分配型）」

2013年7月1日	設定日、信託契約締結、運用開始
2013年9月20日	信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更
2019年9月20日	信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2022年12月末現在）

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（年２回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（AUD）の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（AUD）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（BRL）の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピ

ムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ（BRL）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（年2回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ（MXN）の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ（MXN）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（年2回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。投資信託証券への投資にあたっては、異なる通貨への投資効果を有する別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、通貨の分散に配慮して投資を行うことを基本とします。各指定投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は概ね均等になることを基本とします。指定投資信託証券は、長期的な経済構造の変化に応じて見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託も含みます。）に指定されることがあります。指定投資信託証券への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、各対象通貨買いの為替取引を行います。ただし、対象通貨が米ドルの指定投資信託証券においては当該為替取引を行いません。（このため、基準価額はすべての対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ」、「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラスJ」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合

があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券（「世界通貨分散コース（毎月分配型）」、「世界通貨分散コース（年２回分配型）」の場合）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ (AUD)／(BRL)／(MXN)／(CAD)／(IDR)／(INR)／(KRW)／(CNH)／(TRY) ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ (EUR)／(GBP)／(USD)																													
形態	バミューダ籍・円建外国投資信託																												
投資態度	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																												
主な投資対象	新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等																												
主な投資制限	・通常、ファンドの純資産総額の80%以上を新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品に投資します。 ・投資する公社債は原則として取得時においてCCC－格相当以上の格付けを取得しているものに限り、ます。 ・投資する債券の平均格付けは、原則としてB－格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として3年以上8年以内で調整します。 ・米ドル建ておよび米ドル建て以外の資産に投資を行います。 ・資金管理目的で、米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等にも投資を行います。 ・保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ</th></tr> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td><td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td><td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>MXN(メキシコペソ)</td><td>原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>CAD(カナダドル)</td><td>原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td><td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>INR(インドルピー)</td><td>原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>KRW(韓国ウォン)</td><td>原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>CNH(中国元)</td><td>原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td><td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ</th></tr> <tr> <td>EUR(ユーロ)</td><td>原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>GBP(英ポンド)</td><td>原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td><td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> </table>	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。	CAD(カナダドル)	原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。	INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。	KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。	CNH(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ		EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。	GBP(英ポンド)	原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。
ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ																													
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																												
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																												
MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。																												
CAD(カナダドル)	原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。																												
IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																												
INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。																												
KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。																												
CNH(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。																												
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																												
ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ																													
EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。																												
GBP(英ポンド)	原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。																												
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																												
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。																												
購入時手数料	ありません。																												
信託財産留保額	ありません。																												
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)																												
設定日	AUD/BRL:2011年3月31日 MXN:2013年1月16日 CAD/IDR/INR/KRW/CNH/TRY/EUR/GBP/USD:2013年7月1日																												
決算日	原則として毎年10月31日																												
分配方針	原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																												

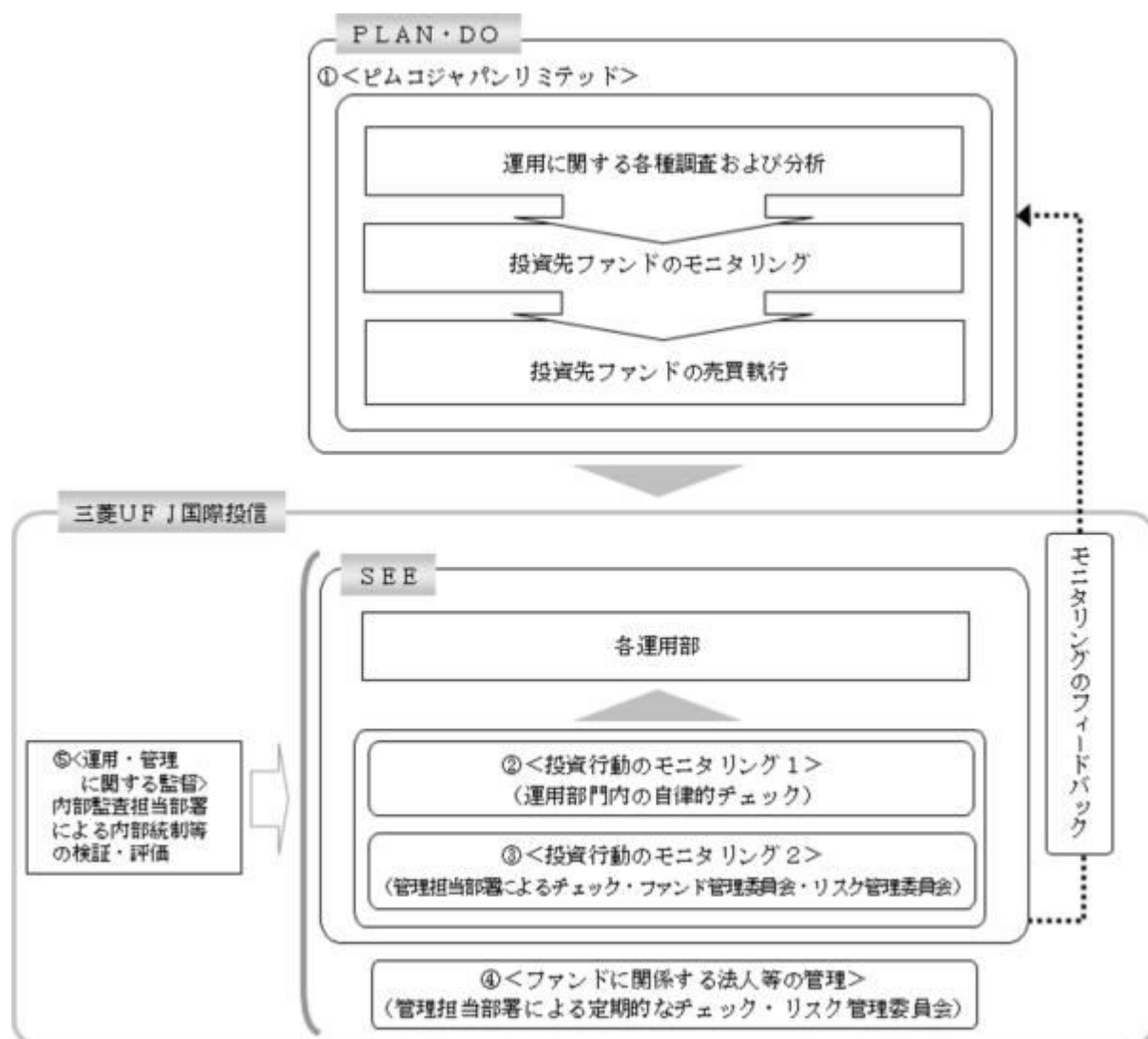
原則として「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

! 投資対象とする投資信託証券については、今後変更となる場合があります。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社

投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（３）【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング１

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング２

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることがで

きます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

**価格変動
リスク**

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動
リスク**

■世界通貨分散コース(毎月分配型)および世界通貨分散コース(年2回分配型)以外の各コース

各ファンドの組入外貨建資産は主として米ドル建て資産ですが、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。

為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■世界通貨分散コース(毎月分配型)および世界通貨分散コース(年2回分配型)

各ファンドの組入外貨建資産は主として米ドル建て資産ですが、米ドル売り、世界通貨買いの為替取引を行うため、当該世界通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。

為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

*世界通貨は、豪ドル、ブラジルリアル、メキシコペソ、カナダドル、インドネシアルピア、インドルピー、韓国ウォン、中国元、トルコリラ、ユーロ、英ポンド、米ドルが各々12分の1程度ずつで構成されます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性
リスク**

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

**カントリー・
リスク**

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実

勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

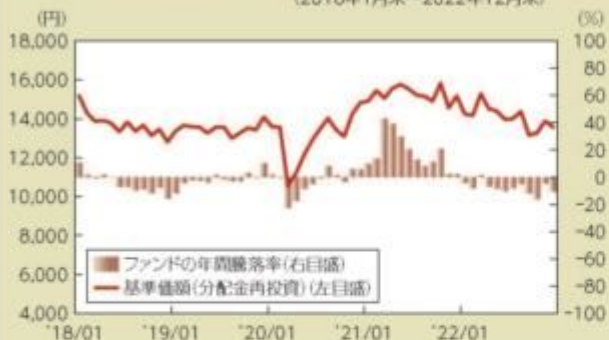
また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドルコース(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2018年1月末～2022年12月末)



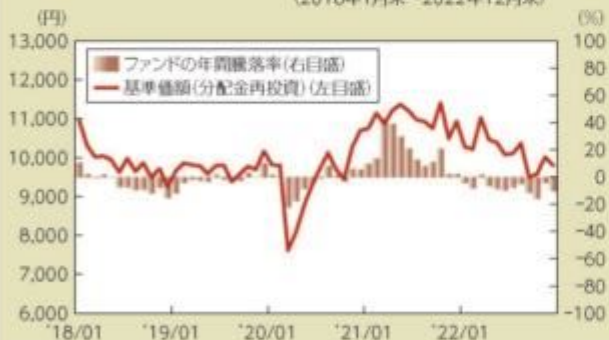
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2018年1月末～2022年12月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

豪ドルコース(年2回分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2018年1月末～2022年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2018年1月末～2022年12月末)



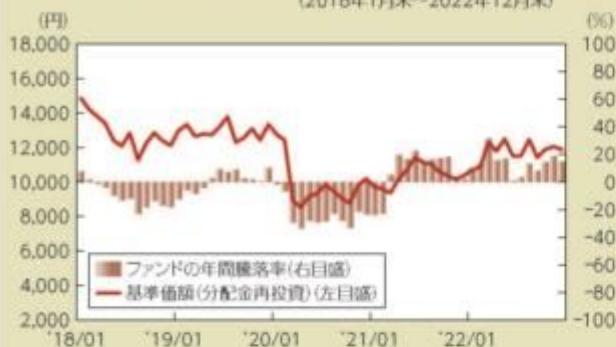
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジルリアルコース(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)



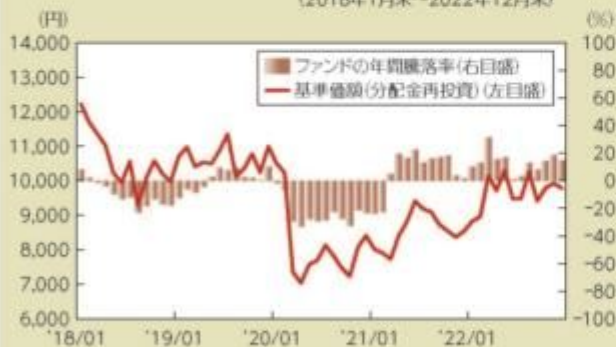
(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース(年2回分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年1月末～2022年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)

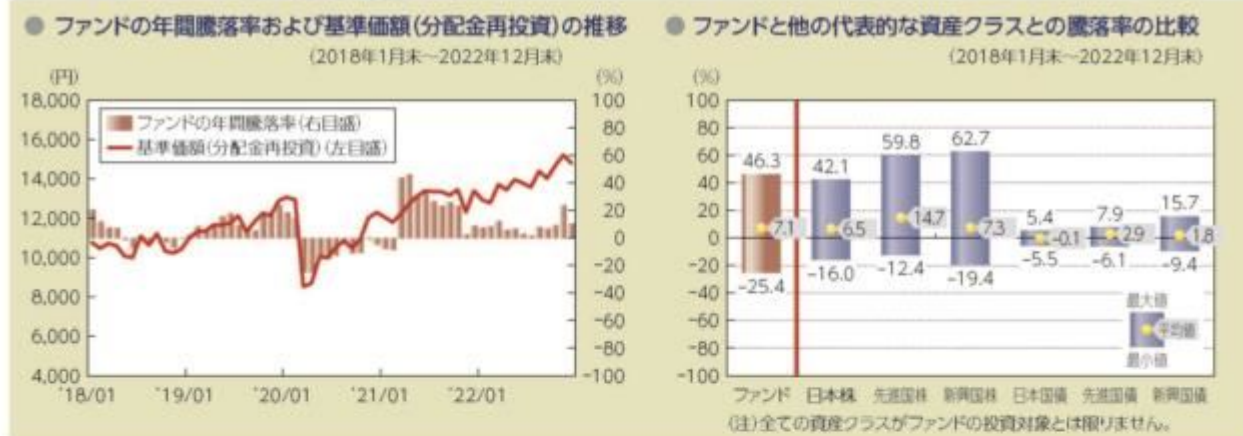


(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

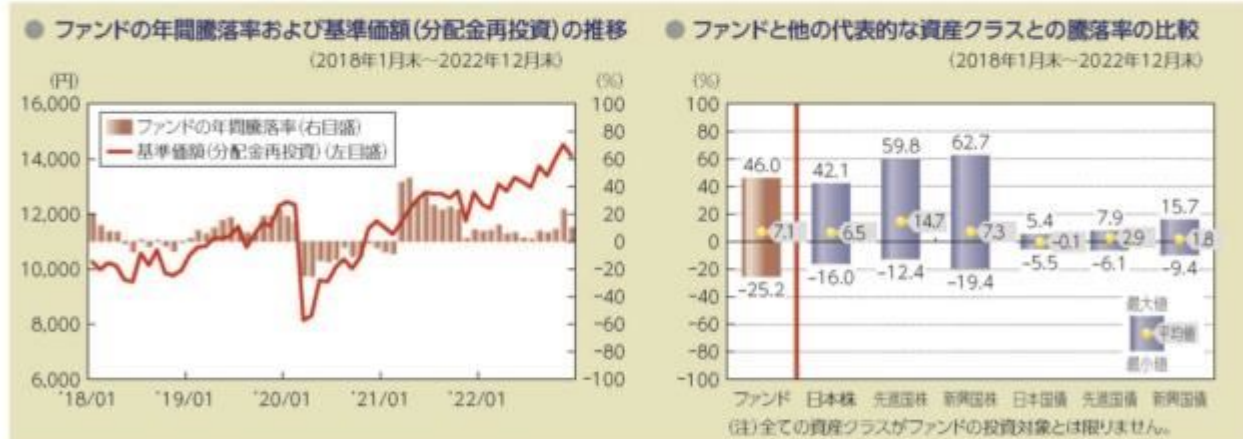
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

メキシコペソコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

世界通貨分散コース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

世界通貨分散コース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社における 取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	0.91%	0.7%	0.04%
300億円超の部分	0.81%	0.8%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.649%以内（税抜 年0.59%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源

泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

(1)【投資状況】

令和 4年12月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	4,308,099,478	99.54
親投資信託受益証券	日本	5,648,620	0.13
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	14,106,945	0.33
純資産総額		4,327,855,043	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD)	734,293.4172	6,000	4,405,760,503	5,867	4,308,099,478	99.54
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,548,198	1.0181	5,648,620	1.0181	5,648,620	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.54
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20計算期間末日 (平成25年 1月21日)	114,462,372,293	114,940,603,176	11,967	12,017
第21計算期間末日 (平成25年 2月20日)	110,400,827,767	110,857,312,931	12,092	12,142
第22計算期間末日 (平成25年 3月21日)	105,145,902,985	105,573,271,780	12,302	12,352
第23計算期間末日 (平成25年 4月22日)	102,412,718,949	105,274,848,598	12,524	12,874
第24計算期間末日 (平成25年 5月20日)	97,860,937,629	98,259,069,370	12,290	12,340
第25計算期間末日 (平成25年 6月20日)	73,323,631,630	73,673,318,344	10,484	10,534
第26計算期間末日 (平成25年 7月22日)	64,474,615,923	64,778,423,959	10,611	10,661
第27計算期間末日 (平成25年 8月20日)	55,718,036,469	55,996,761,971	9,995	10,045
第28計算期間末日 (平成25年 9月20日)	52,864,289,511	53,111,723,485	10,683	10,733
第29計算期間末日 (平成25年10月21日)	50,031,098,252	50,262,558,275	10,808	10,858
第30計算期間末日 (平成25年11月20日)	45,765,217,134	45,981,620,894	10,574	10,624
第31計算期間末日 (平成25年12月20日)	41,797,197,527	41,999,493,713	10,331	10,381
第32計算期間末日 (平成26年 1月20日)	39,786,223,703	39,979,579,766	10,288	10,338
第33計算期間末日 (平成26年 2月20日)	37,654,700,715	37,837,912,895	10,276	10,326
第34計算期間末日 (平成26年 3月20日)	35,939,681,583	36,112,792,214	10,381	10,431
第35計算期間末日 (平成26年 4月21日)	36,202,970,471	36,368,696,285	10,923	10,973
第36計算期間末日 (平成26年 5月20日)	34,464,407,709	34,621,352,209	10,980	11,030
第37計算期間末日 (平成26年 6月20日)	32,864,672,195	33,610,001,243	11,024	11,274
第38計算期間末日 (平成26年 7月22日)	31,728,623,605	31,873,722,079	10,933	10,983
第39計算期間末日 (平成26年 8月20日)	31,179,475,693	31,320,749,519	11,035	11,085
第40計算期間末日 (平成26年 9月22日)	30,396,945,254	30,811,097,112	11,009	11,159
第41計算期間末日 (平成26年10月20日)	28,677,709,666	28,814,222,087	10,504	10,554
第42計算期間末日 (平成26年11月20日)	30,280,740,201	30,414,240,345	11,341	11,391
第43計算期間末日 (平成26年12月22日)	27,601,333,308	27,732,775,805	10,499	10,549
第44計算期間末日 (平成27年 1月20日)	27,050,288,540	27,180,822,649	10,361	10,411
第45計算期間末日 (平成27年 2月20日)	25,782,508,441	25,910,824,699	10,046	10,096
第46計算期間末日 (平成27年 3月20日)	25,054,499,052	25,181,195,451	9,888	9,938
第47計算期間末日 (平成27年 4月20日)	25,406,691,733	25,531,520,686	10,177	10,227

第48計算期間末日	(平成27年 5月20日)	25,675,228,058	25,798,313,371	10,430	10,480
第49計算期間末日	(平成27年 6月22日)	24,946,411,598	25,068,953,493	10,179	10,229
第50計算期間末日	(平成27年 7月21日)	23,755,764,700	23,877,131,246	9,787	9,837
第51計算期間末日	(平成27年 8月20日)	22,956,970,736	23,077,509,396	9,523	9,573
第52計算期間末日	(平成27年 9月24日)	20,508,649,181	20,626,955,214	8,668	8,718
第53計算期間末日	(平成27年10月20日)	20,932,793,691	21,049,546,908	8,965	9,015
第54計算期間末日	(平成27年11月20日)	20,570,099,709	20,683,361,561	9,081	9,131
第55計算期間末日	(平成27年12月21日)	19,229,297,721	19,339,492,341	8,725	8,775
第56計算期間末日	(平成28年 1月20日)	17,356,883,751	17,465,876,124	7,962	8,012
第57計算期間末日	(平成28年 2月22日)	16,793,716,987	16,899,377,837	7,947	7,997
第58計算期間末日	(平成28年 3月22日)	17,837,456,627	17,939,871,303	8,708	8,758
第59計算期間末日	(平成28年 4月20日)	17,755,330,353	17,855,216,220	8,888	8,938
第60計算期間末日	(平成28年 5月20日)	15,905,482,324	16,002,956,360	8,159	8,209
第61計算期間末日	(平成28年 6月20日)	15,333,844,555	15,429,443,422	8,020	8,070
第62計算期間末日	(平成28年 7月20日)	16,367,796,539	16,463,182,232	8,580	8,630
第63計算期間末日	(平成28年 8月22日)	15,720,340,645	15,814,716,802	8,329	8,379
第64計算期間末日	(平成28年 9月20日)	15,269,163,136	15,361,720,496	8,248	8,298
第65計算期間末日	(平成28年10月20日)	15,526,552,271	15,617,544,363	8,532	8,582
第66計算期間末日	(平成28年11月21日)	14,893,853,697	14,983,456,278	8,311	8,361
第67計算期間末日	(平成28年12月20日)	15,440,000,383	15,528,739,647	8,700	8,750
第68計算期間末日	(平成29年 1月20日)	15,805,923,469	15,893,456,410	9,029	9,079
第69計算期間末日	(平成29年 2月20日)	15,624,064,478	15,710,695,210	9,018	9,068
第70計算期間末日	(平成29年 3月21日)	15,596,446,628	15,682,259,338	9,087	9,137
第71計算期間末日	(平成29年 4月20日)	14,544,484,591	14,628,815,561	8,623	8,673
第72計算期間末日	(平成29年 5月22日)	14,634,663,615	14,718,263,462	8,753	8,803
第73計算期間末日	(平成29年 6月20日)	14,836,288,976	14,919,208,682	8,946	8,996
第74計算期間末日	(平成29年 7月20日)	15,233,819,178	15,315,436,949	9,332	9,382
第75計算期間末日	(平成29年 8月21日)	14,657,838,200	14,738,461,546	9,090	9,140
第76計算期間末日	(平成29年 9月20日)	15,055,399,245	15,134,824,734	9,478	9,528
第77計算期間末日	(平成29年10月20日)	14,665,664,045	14,712,225,120	9,449	9,479
第78計算期間末日	(平成29年11月20日)	13,621,163,271	13,666,742,971	8,965	8,995
第79計算期間末日	(平成29年12月20日)	13,703,741,837	13,748,540,655	9,177	9,207
第80計算期間末日	(平成30年 1月22日)	13,820,582,369	13,864,745,501	9,388	9,418
第81計算期間末日	(平成30年 2月20日)	12,666,011,766	12,709,592,907	8,719	8,749
第82計算期間末日	(平成30年 3月20日)	12,085,471,949	12,128,579,480	8,411	8,441
第83計算期間末日	(平成30年 4月20日)	12,281,295,481	12,324,098,234	8,608	8,638
第84計算期間末日	(平成30年 5月21日)	11,830,421,653	11,873,044,170	8,327	8,357
第85計算期間末日	(平成30年 6月20日)	11,205,118,120	11,247,286,902	7,972	8,002
第86計算期間末日	(平成30年 7月20日)	11,285,821,999	11,326,445,198	8,335	8,365
第87計算期間末日	(平成30年 8月20日)	10,574,591,188	10,614,562,804	7,937	7,967
第88計算期間末日	(平成30年 9月20日)	10,485,503,864	10,524,732,783	8,019	8,049
第89計算期間末日	(平成30年10月22日)	10,122,806,456	10,161,461,649	7,856	7,886

第90計算期間末日	（平成30年11月20日）	10,114,501,993	10,152,673,229	7,949	7,979
第91計算期間末日	（平成30年12月20日）	9,760,554,829	9,797,905,786	7,840	7,870
第92計算期間末日	（平成31年 1月21日）	9,683,601,219	9,720,789,263	7,812	7,842
第93計算期間末日	（平成31年 2月20日）	9,675,962,117	9,712,608,077	7,921	7,951
第94計算期間末日	（平成31年 3月20日）	9,650,298,268	9,686,446,745	8,009	8,039
第95計算期間末日	（平成31年 4月22日）	9,631,478,414	9,667,121,197	8,107	8,137
第96計算期間末日	（令和 1年 5月20日）	9,002,929,540	9,038,366,771	7,622	7,652
第97計算期間末日	（令和 1年 6月20日）	8,904,103,956	8,927,268,087	7,688	7,708
第98計算期間末日	（令和 1年 7月22日）	8,924,023,906	8,946,592,756	7,908	7,928
第99計算期間末日	（令和 1年 8月20日）	8,275,118,104	8,297,281,282	7,467	7,487
第100計算期間末日	（令和 1年 9月20日）	8,276,848,333	8,293,095,196	7,642	7,657
第101計算期間末日	（令和 1年10月21日）	8,067,261,192	8,082,992,678	7,692	7,707
第102計算期間末日	（令和 1年11月20日）	7,877,459,855	7,892,930,445	7,638	7,653
第103計算期間末日	（令和 1年12月20日）	7,871,737,476	7,886,763,952	7,858	7,873
第104計算期間末日	（令和 2年 1月20日）	7,890,778,146	7,905,569,170	8,002	8,017
第105計算期間末日	（令和 2年 2月20日）	7,662,415,160	7,676,889,594	7,941	7,956
第106計算期間末日	（令和 2年 3月23日）	5,361,394,452	5,375,644,718	5,643	5,658
第107計算期間末日	（令和 2年 4月20日）	5,872,355,858	5,886,400,810	6,272	6,287
第108計算期間末日	（令和 2年 5月20日）	6,164,027,908	6,177,955,429	6,639	6,654
第109計算期間末日	（令和 2年 6月22日）	6,588,448,640	6,602,138,247	7,219	7,234
第110計算期間末日	（令和 2年 7月20日）	6,709,870,939	6,727,895,669	7,445	7,465
第111計算期間末日	（令和 2年 8月20日）	6,860,131,095	6,877,762,732	7,782	7,802
第112計算期間末日	（令和 2年 9月23日）	6,580,862,919	6,598,292,692	7,551	7,571
第113計算期間末日	（令和 2年10月20日）	6,441,681,054	6,458,831,249	7,512	7,532
第114計算期間末日	（令和 2年11月20日）	6,508,693,181	6,525,541,068	7,726	7,746
第115計算期間末日	（令和 2年12月21日）	6,784,804,092	6,801,388,865	8,182	8,202
第116計算期間末日	（令和 3年 1月20日）	6,698,078,442	6,714,391,829	8,212	8,232
第117計算期間末日	（令和 3年 2月22日）	6,795,973,705	6,812,035,439	8,462	8,482
第118計算期間末日	（令和 3年 3月22日）	6,675,328,662	6,691,246,781	8,387	8,407
第119計算期間末日	（令和 3年 4月20日）	6,661,975,942	6,677,649,032	8,501	8,521
第120計算期間末日	（令和 3年 5月20日）	6,493,566,850	6,508,851,516	8,497	8,517
第121計算期間末日	（令和 3年 6月21日）	6,293,442,504	6,308,350,825	8,443	8,463
第122計算期間末日	（令和 3年 7月20日）	6,044,672,770	6,059,402,120	8,208	8,228
第123計算期間末日	（令和 3年 8月20日）	5,828,137,354	5,842,711,073	7,998	8,018
第124計算期間末日	（令和 3年 9月21日）	5,855,457,599	5,869,914,861	8,100	8,120
第125計算期間末日	（令和 3年10月20日）	6,102,341,060	6,116,680,160	8,511	8,531
第126計算期間末日	（令和 3年11月22日）	5,801,650,975	5,815,855,451	8,169	8,189
第127計算期間末日	（令和 3年12月20日）	5,579,710,520	5,593,735,411	7,957	7,977
第128計算期間末日	（令和 4年 1月20日）	5,397,304,527	5,411,131,614	7,807	7,827
第129計算期間末日	（令和 4年 2月21日）	5,239,125,296	5,252,719,967	7,708	7,728
第130計算期間末日	（令和 4年 3月22日）	5,243,655,642	5,257,149,684	7,772	7,792
第131計算期間末日	（令和 4年 4月20日）	5,412,484,647	5,425,776,192	8,144	8,164

第132計算期間末日	(令和 4年 5月20日)	4,804,549,272	4,827,480,331	7,333	7,368
第133計算期間末日	(令和 4年 6月20日)	4,838,540,133	4,861,363,890	7,420	7,455
第134計算期間末日	(令和 4年 7月20日)	4,667,708,725	4,690,410,268	7,196	7,231
第135計算期間末日	(令和 4年 8月22日)	4,803,072,229	4,825,513,060	7,491	7,526
第136計算期間末日	(令和 4年 9月20日)	4,681,185,628	4,703,379,410	7,382	7,417
第137計算期間末日	(令和 4年10月20日)	4,244,013,872	4,266,096,060	6,727	6,762
第138計算期間末日	(令和 4年11月21日)	4,450,677,044	4,472,695,253	7,075	7,110
第139計算期間末日	(令和 4年12月20日)	4,438,224,786	4,460,062,972	7,113	7,148
	令和 3年12月末日	5,685,061,627	—	8,156	—
	令和 4年 1月末日	5,276,679,486	—	7,644	—
	2月末日	5,134,681,313	—	7,582	—
	3月末日	5,488,448,516	—	8,158	—
	4月末日	5,094,819,528	—	7,725	—
	5月末日	4,985,585,074	—	7,627	—
	6月末日	4,789,261,426	—	7,364	—
	7月末日	4,773,629,651	—	7,351	—
	8月末日	4,806,571,482	—	7,507	—
	9月末日	4,331,306,679	—	6,841	—
	10月末日	4,329,882,601	—	6,867	—
	11月末日	4,481,992,518	—	7,143	—
	12月末日	4,327,855,043	—	6,953	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	350円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円

第36計算期間	50円
第37計算期間	250円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	150円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	30円

第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	30円
第88計算期間	30円
第89計算期間	30円
第90計算期間	30円
第91計算期間	30円
第92計算期間	30円
第93計算期間	30円
第94計算期間	30円
第95計算期間	30円
第96計算期間	30円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円
第116計算期間	20円
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円

第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	20円
第124計算期間	20円
第125計算期間	20円
第126計算期間	20円
第127計算期間	20円
第128計算期間	20円
第129計算期間	20円
第130計算期間	20円
第131計算期間	20円
第132計算期間	35円
第133計算期間	35円
第134計算期間	35円
第135計算期間	35円
第136計算期間	35円
第137計算期間	35円
第138計算期間	35円
第139計算期間	35円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第20計算期間	7.51
第21計算期間	1.46
第22計算期間	2.15
第23計算期間	4.64
第24計算期間	△1.46
第25計算期間	△14.28
第26計算期間	1.68
第27計算期間	△5.33
第28計算期間	7.38
第29計算期間	1.63
第30計算期間	△1.70
第31計算期間	△1.82
第32計算期間	0.06
第33計算期間	0.36
第34計算期間	1.50
第35計算期間	5.70
第36計算期間	0.97

第37計算期間	2.67
第38計算期間	△0.37
第39計算期間	1.39
第40計算期間	1.12
第41計算期間	△4.13
第42計算期間	8.44
第43計算期間	△6.98
第44計算期間	△0.83
第45計算期間	△2.55
第46計算期間	△1.07
第47計算期間	3.42
第48計算期間	2.97
第49計算期間	△1.92
第50計算期間	△3.35
第51計算期間	△2.18
第52計算期間	△8.45
第53計算期間	4.00
第54計算期間	1.85
第55計算期間	△3.36
第56計算期間	△8.17
第57計算期間	0.43
第58計算期間	10.20
第59計算期間	2.64
第60計算期間	△7.63
第61計算期間	△1.09
第62計算期間	7.60
第63計算期間	△2.34
第64計算期間	△0.37
第65計算期間	4.04
第66計算期間	△2.00
第67計算期間	5.28
第68計算期間	4.35
第69計算期間	0.43
第70計算期間	1.31
第71計算期間	△4.55
第72計算期間	2.08
第73計算期間	2.77
第74計算期間	4.87
第75計算期間	△2.05
第76計算期間	4.81
第77計算期間	0.01
第78計算期間	△4.80

第79計算期間	2.69
第80計算期間	2.62
第81計算期間	△6.80
第82計算期間	△3.18
第83計算期間	2.69
第84計算期間	△2.91
第85計算期間	△3.90
第86計算期間	4.92
第87計算期間	△4.41
第88計算期間	1.41
第89計算期間	△1.65
第90計算期間	1.56
第91計算期間	△0.99
第92計算期間	0.02
第93計算期間	1.77
第94計算期間	1.48
第95計算期間	1.59
第96計算期間	△5.61
第97計算期間	1.12
第98計算期間	3.12
第99計算期間	△5.32
第100計算期間	2.54
第101計算期間	0.85
第102計算期間	△0.50
第103計算期間	3.07
第104計算期間	2.02
第105計算期間	△0.57
第106計算期間	△28.74
第107計算期間	11.41
第108計算期間	6.09
第109計算期間	8.96
第110計算期間	3.40
第111計算期間	4.79
第112計算期間	△2.71
第113計算期間	△0.25
第114計算期間	3.11
第115計算期間	6.16
第116計算期間	0.61
第117計算期間	3.28
第118計算期間	△0.64
第119計算期間	1.59
第120計算期間	0.18

第121計算期間	△0.40
第122計算期間	△2.54
第123計算期間	△2.31
第124計算期間	1.52
第125計算期間	5.32
第126計算期間	△3.78
第127計算期間	△2.35
第128計算期間	△1.63
第129計算期間	△1.01
第130計算期間	1.08
第131計算期間	5.04
第132計算期間	△9.52
第133計算期間	1.66
第134計算期間	△2.54
第135計算期間	4.58
第136計算期間	△0.98
第137計算期間	△8.39
第138計算期間	5.69
第139計算期間	1.03

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第20計算期間	2,864,495,242	3,859,891,098	95,646,176,705
第21計算期間	181,284,641	4,530,428,382	91,297,032,964
第22計算期間	119,330,710	5,942,604,672	85,473,759,002
第23計算期間	8,427,812	3,707,053,981	81,775,132,833
第24計算期間	43,113,263	2,191,897,893	79,626,348,203
第25計算期間	18,033,700	9,707,038,981	69,937,342,922
第26計算期間	21,543,088	9,197,278,623	60,761,607,387
第27計算期間	12,911,333	5,029,418,246	55,745,100,474
第28計算期間	74,132,916	6,332,438,422	49,486,794,968
第29計算期間	4,879,749	3,199,669,947	46,292,004,770
第30計算期間	51,762,731	3,063,015,310	43,280,752,191
第31計算期間	20,474,440	2,841,989,271	40,459,237,360
第32計算期間	8,695,598	1,796,720,303	38,671,212,655
第33計算期間	53,976,720	2,082,753,213	36,642,436,162
第34計算期間	4,177,914	2,024,487,826	34,622,126,250
第35計算期間	7,093,110	1,484,056,469	33,145,162,891
第36計算期間	46,355,237	1,802,618,002	31,388,900,126

第37計算期間	3,440,876	1,579,179,077	29,813,161,925
第38計算期間	2,998,575	796,465,571	29,019,694,929
第39計算期間	3,638,247	768,567,918	28,254,765,258
第40計算期間	7,214,293	651,855,661	27,610,123,890
第41計算期間	8,213,127	315,852,651	27,302,484,366
第42計算期間	4,091,130	606,546,528	26,700,028,968
第43計算期間	2,748,169	414,277,554	26,288,499,583
第44計算期間	4,613,149	186,290,833	26,106,821,899
第45計算期間	21,830,692	465,400,984	25,663,251,607
第46計算期間	24,748,931	348,720,698	25,339,279,840
第47計算期間	5,650,337	379,139,447	24,965,790,730
第48計算期間	11,289,437	360,017,406	24,617,062,761
第49計算期間	15,006,874	123,690,628	24,508,379,007
第50計算期間	3,600,000	238,669,717	24,273,309,290
第51計算期間	9,900,576	175,477,715	24,107,732,151
第52計算期間	11,342,084	457,867,572	23,661,206,663
第53計算期間	1,080,000	311,643,204	23,350,643,459
第54計算期間	1,129,816	699,402,678	22,652,370,597
第55計算期間	5,000,000	618,446,591	22,038,924,006
第56計算期間	51,267,568	291,716,848	21,798,474,726
第57計算期間	11,791,835	678,096,374	21,132,170,187
第58計算期間	2,126,693	651,361,540	20,482,935,340
第59計算期間	2,313,984	508,075,776	19,977,173,548
第60計算期間	18,264,354	500,630,691	19,494,807,211
第61計算期間	46,422,248	421,455,992	19,119,773,467
第62計算期間	234,266,962	276,901,757	19,077,138,672
第63計算期間	132,642,974	334,550,061	18,875,231,585
第64計算期間	87,194,402	450,953,978	18,511,472,009
第65計算期間	182,301,203	495,354,725	18,198,418,487
第66計算期間	119,686,034	397,588,275	17,920,516,246
第67計算期間	78,481,780	251,145,151	17,747,852,875
第68計算期間	2,341,832	243,606,368	17,506,588,339
第69計算期間	18,360,464	198,802,232	17,326,146,571
第70計算期間	38,122,505	201,727,015	17,162,542,061
第71計算期間	74,385,784	370,733,781	16,866,194,064
第72計算期間	64,153,565	210,378,072	16,719,969,557
第73計算期間	27,316,339	163,344,552	16,583,941,344
第74計算期間	31,347,203	291,734,150	16,323,554,397
第75計算期間	—	198,885,059	16,124,669,338
第76計算期間	1,000,000	240,571,437	15,885,097,901
第77計算期間	1,284,156	366,023,602	15,520,358,455
第78計算期間	—	327,124,944	15,193,233,511

第79計算期間	1,000,000	261,294,076	14,932,939,435
第80計算期間	1,000,000	212,895,257	14,721,044,178
第81計算期間	50,000	194,047,085	14,527,047,093
第82計算期間	5,164,380	163,034,384	14,369,177,089
第83計算期間	2,958,022	104,550,614	14,267,584,497
第84計算期間	—	60,078,518	14,207,505,979
第85計算期間	1,000,000	152,245,201	14,056,260,778
第86計算期間	10,000	515,204,113	13,541,066,665
第87計算期間	3,338,525	220,532,927	13,323,872,263
第88計算期間	3,100,000	250,665,826	13,076,306,437
第89計算期間	1,010,000	192,251,848	12,885,064,589
第90計算期間	1,000,000	162,319,243	12,723,745,346
第91計算期間	—	273,426,111	12,450,319,235
第92計算期間	70,000	54,374,339	12,396,014,896
第93計算期間	2,280,082	182,974,916	12,215,320,062
第94計算期間	1,000,000	166,827,410	12,049,492,652
第95計算期間	1,000,000	169,564,666	11,880,927,986
第96計算期間	—	68,517,440	11,812,410,546
第97計算期間	2,000,000	232,344,804	11,582,065,742
第98計算期間	6,039,632	303,679,987	11,284,425,387
第99計算期間	—	202,836,143	11,081,589,244
第100計算期間	1,000,000	251,346,746	10,831,242,498
第101計算期間	—	343,585,127	10,487,657,371
第102計算期間	—	173,930,130	10,313,727,241
第103計算期間	—	296,076,097	10,017,651,144
第104計算期間	—	156,967,918	9,860,683,226
第105計算期間	—	211,060,416	9,649,622,810
第106計算期間	—	149,445,337	9,500,177,473
第107計算期間	1,772,921	138,648,404	9,363,301,990
第108計算期間	765,504	79,053,296	9,285,014,198
第109計算期間	—	158,609,051	9,126,405,147
第110計算期間	—	114,040,062	9,012,365,085
第111計算期間	—	196,546,247	8,815,818,838
第112計算期間	—	100,932,141	8,714,886,697
第113計算期間	—	139,789,104	8,575,097,593
第114計算期間	—	151,153,671	8,423,943,922
第115計算期間	—	131,557,409	8,292,386,513
第116計算期間	—	135,692,615	8,156,693,898
第117計算期間	—	125,826,569	8,030,867,329
第118計算期間	—	71,807,434	7,959,059,895
第119計算期間	10,000	122,524,743	7,836,545,152
第120計算期間	—	194,212,052	7,642,333,100

第121計算期間	—	188,172,343	7,454,160,757
第122計算期間	—	89,485,447	7,364,675,310
第123計算期間	—	77,815,357	7,286,859,953
第124計算期間	—	58,228,636	7,228,631,317
第125計算期間	—	59,080,927	7,169,550,390
第126計算期間	—	67,312,035	7,102,238,355
第127計算期間	—	89,792,643	7,012,445,712
第128計算期間	—	98,902,072	6,913,543,640
第129計算期間	—	116,207,936	6,797,335,704
第130計算期間	10,000	50,324,695	6,747,021,009
第131計算期間	984,124	102,232,599	6,645,772,534
第132計算期間	—	94,041,258	6,551,731,276
第133計算期間	90,000	30,747,648	6,521,073,628
第134計算期間	—	34,918,472	6,486,155,156
第135計算期間	12,000,000	86,489,104	6,411,666,052
第136計算期間	—	70,585,330	6,341,080,722
第137計算期間	—	31,883,918	6,309,196,804
第138計算期間	2,000,000	20,279,825	6,290,916,979
第139計算期間	—	51,435,237	6,239,481,742

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	46,157,156	99.33
親投資信託受益証券	日本	51,021	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	261,108	0.56
純資産総額		46,469,285	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (AU D)	7,867.2502	6,000	47,203,501	5,867	46,157,156	99.33
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	50,114	1.0181	51,021	1.0181	51,021	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.33
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年 6月20日)	44,624,566	44,624,566	9,076	9,076
第2計算期間末日 (平成25年12月20日)	33,109,745	33,109,745	9,203	9,203
第3計算期間末日 (平成26年 6月20日)	45,326,843	45,370,989	10,267	10,277
第4計算期間末日 (平成26年12月22日)	21,691,294	21,712,719	10,124	10,134
第5計算期間末日 (平成27年 6月22日)	38,754,553	38,754,553	10,109	10,109
第6計算期間末日 (平成27年12月21日)	34,833,624	34,833,624	8,962	8,962
第7計算期間末日 (平成28年 6月20日)	31,200,966	31,200,966	8,543	8,543
第8計算期間末日 (平成28年12月20日)	30,040,727	30,040,727	9,595	9,595
第9計算期間末日 (平成29年 6月20日)	30,100,339	30,100,339	10,200	10,200
第10計算期間末日 (平成29年12月20日)	38,579,745	38,615,731	10,721	10,731
第11計算期間末日 (平成30年 6月20日)	65,874,078	65,874,078	9,510	9,510

第12計算期間末日（平成30年12月20日）	64,505,701	64,505,701	9,567	9,567
第13計算期間末日（令和 1年 6月20日）	62,627,159	62,627,159	9,589	9,589
第14計算期間末日（令和 1年12月20日）	64,525,818	64,525,818	9,927	9,927
第15計算期間末日（令和 2年 6月22日）	60,052,104	60,052,104	9,239	9,239
第16計算期間末日（令和 2年12月21日）	67,699,416	67,763,171	10,619	10,629
第17計算期間末日（令和 3年 6月21日）	57,546,745	57,598,587	11,100	11,110
第18計算期間末日（令和 3年12月20日）	52,700,381	52,750,073	10,605	10,615
第19計算期間末日（令和 4年 6月20日）	50,145,689	50,145,689	10,091	10,091
第20計算期間末日（令和 4年12月20日）	47,538,596	47,538,596	9,965	9,965
令和 3年12月末日	54,012,706	—	10,869	—
令和 4年 1月末日	50,766,616	—	10,216	—
2月末日	50,480,264	—	10,159	—
3月末日	54,462,126	—	10,960	—
4月末日	51,710,410	—	10,406	—
5月末日	51,298,110	—	10,323	—
6月末日	49,771,283	—	10,016	—
7月末日	49,925,135	—	10,047	—
8月末日	51,227,628	—	10,309	—
9月末日	46,911,217	—	9,440	—
10月末日	47,336,432	—	9,526	—
11月末日	47,508,080	—	9,959	—
12月末日	46,469,285	—	9,741	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	10円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円

第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△9.24
第2計算期間	1.39
第3計算期間	11.67
第4計算期間	△1.29
第5計算期間	△0.14
第6計算期間	△11.34
第7計算期間	△4.67
第8計算期間	12.31
第9計算期間	6.30
第10計算期間	5.20
第11計算期間	△11.29
第12計算期間	0.59
第13計算期間	0.22
第14計算期間	3.52
第15計算期間	△6.93
第16計算期間	15.04
第17計算期間	4.62
第18計算期間	△4.36
第19計算期間	△4.84
第20計算期間	△1.24

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	53,498,084	4,329,601	49,168,483
第2計算期間	60,000	13,250,340	35,978,143
第3計算期間	24,082,560	15,914,445	44,146,258
第4計算期間	—	22,720,555	21,425,703
第5計算期間	17,020,475	109,601	38,336,577
第6計算期間	630,677	100,000	38,867,254

第7計算期間	245,107	2,588,014	36,524,347
第8計算期間	8,520,976	13,736,892	31,308,431
第9計算期間	—	1,797,411	29,511,020
第10計算期間	7,135,323	660,157	35,986,186
第11計算期間	33,959,220	680,259	69,265,147
第12計算期間	—	1,841,391	67,423,756
第13計算期間	—	2,112,611	65,311,145
第14計算期間	—	310,000	65,001,145
第15計算期間	121,675	121,675	65,001,145
第16計算期間	—	1,245,694	63,755,451
第17計算期間	20,093,406	32,006,609	51,842,248
第18計算期間	—	2,149,938	49,692,310
第19計算期間	—	—	49,692,310
第20計算期間	—	1,986,703	47,705,607

【PIMCO　ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和　4年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	86,526,009	99.01
親投資信託受益証券	日本	75,652	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	792,480	0.90
純資産総額		87,394,141	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和　4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ （BR L）	34,294.8909	2,575	88,309,344	2,523	86,526,009	99.01
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	74,308	1.0181	75,652	1.0181	75,652	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20計算期間末日（平成25年 1月21日）	1,673,696,284	1,682,706,487	9,288	9,338
第21計算期間末日（平成25年 2月20日）	1,645,590,229	1,653,864,952	9,943	9,993
第22計算期間末日（平成25年 3月21日）	1,591,149,509	1,599,151,327	9,942	9,992
第23計算期間末日（平成25年 4月22日）	2,189,127,606	2,199,710,192	10,343	10,393
第24計算期間末日（平成25年 5月20日）	2,204,676,664	2,215,109,250	10,566	10,616
第25計算期間末日（平成25年 6月20日）	1,780,570,146	1,790,909,136	8,611	8,661
第26計算期間末日（平成25年 7月22日）	1,430,289,874	1,438,401,119	8,817	8,867
第27計算期間末日（平成25年 8月20日）	1,238,625,872	1,249,768,405	7,781	7,851
第28計算期間末日（平成25年 9月20日）	1,338,337,853	1,349,052,406	8,744	8,814
第29計算期間末日（平成25年10月21日）	1,338,413,618	1,349,001,611	8,849	8,919
第30計算期間末日（平成25年11月20日）	1,262,362,397	1,272,748,606	8,508	8,578
第31計算期間末日（平成25年12月20日）	1,211,761,205	1,221,733,933	8,506	8,576
第32計算期間末日（平成26年 1月20日）	1,141,794,511	1,151,166,708	8,528	8,598
第33計算期間末日（平成26年 2月20日）	1,059,667,368	1,068,697,513	8,214	8,284
第34計算期間末日（平成26年 3月20日）	1,052,679,552	1,063,945,309	8,410	8,500

第35計算期間末日	(平成26年 4月21日)	945,261,967	954,779,969	8,938	9,028
第36計算期間末日	(平成26年 5月20日)	953,516,291	962,916,124	9,130	9,220
第37計算期間末日	(平成26年 6月20日)	930,262,744	939,344,778	9,219	9,309
第38計算期間末日	(平成26年 7月22日)	914,690,775	923,637,374	9,202	9,292
第39計算期間末日	(平成26年 8月20日)	910,425,838	919,323,790	9,209	9,299
第40計算期間末日	(平成26年 9月22日)	955,084,783	964,408,887	9,219	9,309
第41計算期間末日	(平成26年10月20日)	868,081,039	877,068,753	8,693	8,783
第42計算期間末日	(平成26年11月20日)	888,763,657	897,623,931	9,028	9,118
第43計算期間末日	(平成26年12月22日)	831,792,116	840,452,950	8,644	8,734
第44計算期間末日	(平成27年 1月20日)	822,171,081	830,824,050	8,551	8,641
第45計算期間末日	(平成27年 2月20日)	756,236,954	764,725,879	8,018	8,108
第46計算期間末日	(平成27年 3月20日)	651,346,545	659,714,359	7,006	7,096
第47計算期間末日	(平成27年 4月20日)	706,464,524	714,831,732	7,599	7,689
第48計算期間末日	(平成27年 5月20日)	718,338,988	726,718,216	7,716	7,806
第49計算期間末日	(平成27年 6月22日)	707,142,942	715,539,751	7,579	7,669
第50計算期間末日	(平成27年 7月21日)	690,882,284	699,323,894	7,366	7,456
第51計算期間末日	(平成27年 8月20日)	619,330,859	627,732,070	6,635	6,725
第52計算期間末日	(平成27年 9月24日)	481,263,578	489,362,749	5,348	5,438
第53計算期間末日	(平成27年10月20日)	496,656,773	504,573,588	5,646	5,736
第54計算期間末日	(平成27年11月20日)	521,291,064	529,085,100	6,019	6,109
第55計算期間末日	(平成27年12月21日)	466,873,174	474,466,426	5,534	5,624
第56計算期間末日	(平成28年 1月20日)	417,893,183	425,367,185	5,032	5,122
第57計算期間末日	(平成28年 2月22日)	389,277,739	396,469,591	4,871	4,961
第58計算期間末日	(平成28年 3月22日)	429,454,830	436,395,461	5,569	5,659
第59計算期間末日	(平成28年 4月20日)	424,573,904	429,870,603	5,611	5,681
第60計算期間末日	(平成28年 5月20日)	405,870,304	411,029,033	5,507	5,577
第61計算期間末日	(平成28年 6月20日)	403,127,674	408,211,713	5,550	5,620
第62計算期間末日	(平成28年 7月20日)	431,006,824	435,935,463	6,121	6,191
第63計算期間末日	(平成28年 8月22日)	411,438,162	416,274,261	5,955	6,025
第64計算期間末日	(平成28年 9月20日)	401,199,362	405,968,348	5,889	5,959
第65計算期間末日	(平成28年10月20日)	417,912,805	422,645,981	6,181	6,251
第66計算期間末日	(平成28年11月21日)	391,630,197	396,273,073	5,905	5,975
第67計算期間末日	(平成28年12月20日)	413,602,045	418,199,421	6,298	6,368
第68計算期間末日	(平成29年 1月20日)	434,715,772	439,302,648	6,634	6,704
第69計算期間末日	(平成29年 2月20日)	442,832,533	447,415,909	6,763	6,833
第70計算期間末日	(平成29年 3月21日)	427,534,124	431,927,558	6,812	6,882
第71計算期間末日	(平成29年 4月20日)	406,850,866	411,199,756	6,549	6,619
第72計算期間末日	(平成29年 5月22日)	393,605,536	397,910,706	6,400	6,470
第73計算期間末日	(平成29年 6月20日)	399,556,928	403,915,292	6,417	6,487
第74計算期間末日	(平成29年 7月20日)	408,641,786	412,919,013	6,688	6,758
第75計算期間末日	(平成29年 8月21日)	396,806,405	401,071,489	6,513	6,583
第76計算期間末日	(平成29年 9月20日)	420,304,096	424,640,494	6,785	6,855

第77計算期間末日	（平成29年10月20日）	415,380,833	419,676,190	6,769	6,839
第78計算期間末日	（平成29年11月20日）	395,423,498	398,471,885	6,486	6,536
第79計算期間末日	（平成29年12月20日）	380,015,701	382,942,806	6,491	6,541
第80計算期間末日	（平成30年 1月22日）	388,158,294	391,129,680	6,532	6,582
第81計算期間末日	（平成30年 2月20日）	359,943,826	362,905,612	6,076	6,126
第82計算期間末日	（平成30年 3月20日）	349,535,033	352,491,969	5,910	5,960
第83計算期間末日	（平成30年 4月20日）	342,480,630	345,436,666	5,793	5,843
第84計算期間末日	（平成30年 5月21日）	306,983,322	309,918,408	5,230	5,280
第85計算期間末日	（平成30年 6月20日）	296,105,393	298,134,088	5,109	5,144
第86計算期間末日	（平成30年 7月20日）	281,035,098	282,933,582	5,181	5,216
第87計算期間末日	（平成30年 8月20日）	262,018,151	263,890,665	4,897	4,932
第88計算期間末日	（平成30年 9月20日）	250,991,630	252,851,719	4,723	4,758
第89計算期間末日	（平成30年10月22日）	277,205,949	279,057,148	5,241	5,276
第90計算期間末日	（平成30年11月20日）	269,898,304	271,741,313	5,126	5,161
第91計算期間末日	（平成30年12月20日）	260,435,312	262,267,331	4,976	5,011
第92計算期間末日	（平成31年 1月21日）	267,618,350	269,449,949	5,114	5,149
第93計算期間末日	（平成31年 2月20日）	274,541,563	276,370,089	5,255	5,290
第94計算期間末日	（平成31年 3月20日）	273,248,780	275,066,491	5,261	5,296
第95計算期間末日	（平成31年 4月22日）	260,780,904	262,590,810	5,043	5,078
第96計算期間末日	（令和 1年 5月20日）	244,237,370	246,028,201	4,773	4,808
第97計算期間末日	（令和 1年 6月20日）	258,133,586	259,918,327	5,062	5,097
第98計算期間末日	（令和 1年 7月22日）	266,137,947	267,910,508	5,255	5,290
第99計算期間末日	（令和 1年 8月20日）	240,596,966	242,356,227	4,787	4,822
第100計算期間末日	（令和 1年 9月20日）	236,560,884	238,304,745	4,748	4,783
第101計算期間末日	（令和 1年10月21日）	235,162,315	236,151,363	4,755	4,775
第102計算期間末日	（令和 1年11月20日）	223,130,362	224,091,128	4,645	4,665
第103計算期間末日	（令和 1年12月20日）	225,694,716	226,613,178	4,915	4,935
第104計算期間末日	（令和 2年 1月20日）	221,791,147	222,703,009	4,865	4,885
第105計算期間末日	（令和 2年 2月20日）	196,740,411	197,566,843	4,761	4,781
第106計算期間末日	（令和 2年 3月23日）	138,947,220	139,765,252	3,397	3,417
第107計算期間末日	（令和 2年 4月20日）	132,286,470	133,103,102	3,240	3,260
第108計算期間末日	（令和 2年 5月20日）	123,919,598	124,732,030	3,051	3,071
第109計算期間末日	（令和 2年 6月22日）	136,095,520	136,898,752	3,389	3,409
第110計算期間末日	（令和 2年 7月20日）	135,429,754	136,218,356	3,435	3,455
第111計算期間末日	（令和 2年 8月20日）	129,343,655	130,111,434	3,369	3,389
第112計算期間末日	（令和 2年 9月23日）	127,671,954	128,246,513	3,333	3,348
第113計算期間末日	（令和 2年10月20日）	123,512,583	124,083,092	3,247	3,262
第114計算期間末日	（令和 2年11月20日）	129,518,852	130,085,911	3,426	3,441
第115計算期間末日	（令和 2年12月21日）	127,066,620	127,593,690	3,616	3,631
第116計算期間末日	（令和 3年 1月20日）	117,599,186	118,113,206	3,432	3,447
第117計算期間末日	（令和 3年 2月22日）	112,662,032	112,990,412	3,431	3,441
第118計算期間末日	（令和 3年 3月22日）	109,192,977	109,514,986	3,391	3,401

第119計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	106,706,551	107,022,060	3,382	3,392
第120計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	100,918,760	101,487,886	3,546	3,566
第121計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	107,552,969	108,114,795	3,829	3,849
第122計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	102,860,917	103,421,183	3,672	3,692
第123計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	97,011,225	97,561,036	3,529	3,549
第124計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	97,355,797	97,899,158	3,583	3,603
第125計算期間末日	(令和 3年10月20日)	93,892,283	94,426,624	3,514	3,534
第126計算期間末日	(令和 3年11月22日)	92,615,223	93,416,585	3,467	3,497
第127計算期間末日	(令和 3年12月20日)	86,258,010	87,029,244	3,355	3,385
第128計算期間末日	(令和 4年 1月20日)	87,299,645	88,072,957	3,387	3,417
第129計算期間末日	(令和 4年 2月21日)	92,310,927	93,078,839	3,606	3,636
第130計算期間末日	(令和 4年 3月22日)	93,079,827	93,845,646	3,646	3,676
第131計算期間末日	(令和 4年 4月20日)	98,823,387	100,040,863	4,059	4,109
第132計算期間末日	(令和 4年 5月20日)	88,948,826	90,174,183	3,630	3,680
第133計算期間末日	(令和 4年 6月20日)	87,273,270	88,481,254	3,612	3,662
第134計算期間末日	(令和 4年 7月20日)	79,871,311	81,070,870	3,329	3,379
第135計算期間末日	(令和 4年 8月22日)	88,638,531	89,869,289	3,601	3,651
第136計算期間末日	(令和 4年 9月20日)	89,230,786	90,461,544	3,625	3,675
第137計算期間末日	(令和 4年10月20日)	85,924,727	87,162,362	3,471	3,521
第138計算期間末日	(令和 4年11月21日)	89,555,331	90,875,023	3,393	3,443
第139計算期間末日	(令和 4年12月20日)	89,440,200	90,747,342	3,421	3,471
	令和 3年12月末日	87,571,257	—	3,397	—
	令和 4年 1月末日	89,714,821	—	3,480	—
	2月末日	89,581,562	—	3,503	—
	3月末日	95,327,457	—	3,935	—
	4月末日	91,184,634	—	3,723	—
	5月末日	93,586,139	—	3,894	—
	6月末日	86,012,364	—	3,539	—
	7月末日	86,156,556	—	3,487	—
	8月末日	91,600,406	—	3,721	—
	9月末日	82,856,787	—	3,366	—
	10月末日	90,849,622	—	3,451	—
	11月末日	90,980,547	—	3,450	—
	12月末日	87,394,141	—	3,351	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円

第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	90円
第35計算期間	90円
第36計算期間	90円
第37計算期間	90円
第38計算期間	90円
第39計算期間	90円
第40計算期間	90円
第41計算期間	90円
第42計算期間	90円
第43計算期間	90円
第44計算期間	90円
第45計算期間	90円
第46計算期間	90円
第47計算期間	90円
第48計算期間	90円
第49計算期間	90円
第50計算期間	90円
第51計算期間	90円
第52計算期間	90円
第53計算期間	90円
第54計算期間	90円
第55計算期間	90円
第56計算期間	90円
第57計算期間	90円
第58計算期間	90円
第59計算期間	70円
第60計算期間	70円
第61計算期間	70円
第62計算期間	70円
第63計算期間	70円
第64計算期間	70円

第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	35円
第86計算期間	35円
第87計算期間	35円
第88計算期間	35円
第89計算期間	35円
第90計算期間	35円
第91計算期間	35円
第92計算期間	35円
第93計算期間	35円
第94計算期間	35円
第95計算期間	35円
第96計算期間	35円
第97計算期間	35円
第98計算期間	35円
第99計算期間	35円
第100計算期間	35円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円

第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	20円
第124計算期間	20円
第125計算期間	20円
第126計算期間	30円
第127計算期間	30円
第128計算期間	30円
第129計算期間	30円
第130計算期間	30円
第131計算期間	50円
第132計算期間	50円
第133計算期間	50円
第134計算期間	50円
第135計算期間	50円
第136計算期間	50円
第137計算期間	50円
第138計算期間	50円
第139計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第20計算期間	9.40
第21計算期間	7.59
第22計算期間	0.49
第23計算期間	4.53

第24計算期間	2.63
第25計算期間	△18.02
第26計算期間	2.97
第27計算期間	△10.95
第28計算期間	13.27
第29計算期間	2.00
第30計算期間	△3.06
第31計算期間	0.79
第32計算期間	1.08
第33計算期間	△2.86
第34計算期間	3.48
第35計算期間	7.34
第36計算期間	3.15
第37計算期間	1.96
第38計算期間	0.79
第39計算期間	1.05
第40計算期間	1.08
第41計算期間	△4.72
第42計算期間	4.88
第43計算期間	△3.25
第44計算期間	△0.03
第45計算期間	△5.18
第46計算期間	△11.49
第47計算期間	9.74
第48計算期間	2.72
第49計算期間	△0.60
第50計算期間	△1.62
第51計算期間	△8.70
第52計算期間	△18.04
第53計算期間	7.25
第54計算期間	8.20
第55計算期間	△6.56
第56計算期間	△7.44
第57計算期間	△1.41
第58計算期間	16.17
第59計算期間	2.01
第60計算期間	△0.60
第61計算期間	2.05
第62計算期間	11.54
第63計算期間	△1.56
第64計算期間	0.06
第65計算期間	6.14

第66計算期間	△3.33
第67計算期間	7.84
第68計算期間	6.44
第69計算期間	2.99
第70計算期間	1.75
第71計算期間	△2.83
第72計算期間	△1.20
第73計算期間	1.35
第74計算期間	5.31
第75計算期間	△1.56
第76計算期間	5.25
第77計算期間	0.79
第78計算期間	△3.44
第79計算期間	0.84
第80計算期間	1.40
第81計算期間	△6.21
第82計算期間	△1.90
第83計算期間	△1.13
第84計算期間	△8.85
第85計算期間	△1.64
第86計算期間	2.09
第87計算期間	△4.80
第88計算期間	△2.83
第89計算期間	11.70
第90計算期間	△1.52
第91計算期間	△2.24
第92計算期間	3.47
第93計算期間	3.44
第94計算期間	0.78
第95計算期間	△3.47
第96計算期間	△4.65
第97計算期間	6.78
第98計算期間	4.50
第99計算期間	△8.23
第100計算期間	△0.08
第101計算期間	0.56
第102計算期間	△1.89
第103計算期間	6.24
第104計算期間	△0.61
第105計算期間	△1.72
第106計算期間	△28.22
第107計算期間	△4.03

第108計算期間	△5.21
第109計算期間	11.73
第110計算期間	1.94
第111計算期間	△1.33
第112計算期間	△0.62
第113計算期間	△2.13
第114計算期間	5.97
第115計算期間	5.98
第116計算期間	△4.67
第117計算期間	0.26
第118計算期間	△0.87
第119計算期間	0.02
第120計算期間	5.44
第121計算期間	8.54
第122計算期間	△3.57
第123計算期間	△3.34
第124計算期間	2.09
第125計算期間	△1.36
第126計算期間	△0.48
第127計算期間	△2.36
第128計算期間	1.84
第129計算期間	7.35
第130計算期間	1.94
第131計算期間	12.69
第132計算期間	△9.33
第133計算期間	0.88
第134計算期間	△6.45
第135計算期間	9.67
第136計算期間	2.05
第137計算期間	△2.86
第138計算期間	△0.80
第139計算期間	2.29

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第20計算期間	11,285,089	77,510,641	1,802,040,688
第21計算期間	4,782,977	151,879,036	1,654,944,629
第22計算期間	1,510,000	56,090,870	1,600,363,759
第23計算期間	570,193,177	54,039,727	2,116,517,209

第24計算期間	—	30,000,000	2,086,517,209
第25計算期間	3,090,878	21,810,000	2,067,798,087
第26計算期間	5,718,866	451,267,843	1,622,249,110
第27計算期間	—	30,458,621	1,591,790,489
第28計算期間	2,010,000	63,150,000	1,530,650,489
第29計算期間	—	18,080,000	1,512,570,489
第30計算期間	23,661	28,850,000	1,483,744,150
第31計算期間	4,640,241	63,708,866	1,424,675,525
第32計算期間	—	85,790,177	1,338,885,348
第33計算期間	1,985,449	50,850,000	1,290,020,797
第34計算期間	1,000,000	39,270,000	1,251,750,797
第35計算期間	3,458,249	197,653,177	1,057,555,869
第36計算期間	1,070,060	14,200,000	1,044,425,929
第37計算期間	3,072,100	38,383,070	1,009,114,959
第38計算期間	970,000	16,018,318	994,066,641
第39計算期間	1,689,715	7,095,009	988,661,347
第40計算期間	64,900,255	17,550,000	1,036,011,602
第41計算期間	1,066,784	38,443,467	998,634,919
第42計算期間	1,440,000	15,600,000	984,474,919
第43計算期間	160,000	22,320,000	962,314,919
第44計算期間	1,600,000	2,473,913	961,441,006
第45計算期間	4,412,904	22,640,000	943,213,910
第46計算期間	8,583,216	22,040,000	929,757,126
第47計算期間	3,432,696	3,500,000	929,689,822
第48計算期間	13,035,619	11,700,000	931,025,441
第49計算期間	10,154,415	8,201,009	932,978,847
第50計算期間	11,727,892	6,750,000	937,956,739
第51計算期間	1,511,230	6,000,000	933,467,969
第52計算期間	—	33,560,000	899,907,969
第53計算期間	—	20,261,771	879,646,198
第54計算期間	337,912	13,980,000	866,004,110
第55計算期間	—	22,309,345	843,694,765
第56計算期間	—	13,250,000	830,444,765
第57計算期間	500,000	31,850,000	799,094,765
第58計算期間	—	27,913,435	771,181,330
第59計算期間	—	14,510,000	756,671,330
第60計算期間	—	19,710,000	736,961,330
第61計算期間	—	10,670,000	726,291,330
第62計算期間	—	22,200,000	704,091,330
第63計算期間	—	13,220,000	690,871,330
第64計算期間	—	9,587,559	681,283,771
第65計算期間	2,584,295	7,700,000	676,168,066

第66計算期間	—	12,900,000	663,268,066
第67計算期間	—	6,500,000	656,768,066
第68計算期間	50,000	1,550,000	655,268,066
第69計算期間	—	500,000	654,768,066
第70計算期間	70,000	27,204,582	627,633,484
第71計算期間	3,536,604	9,900,000	621,270,088
第72計算期間	744,945	6,990,623	615,024,410
第73計算期間	16,799,021	9,200,000	622,623,431
第74計算期間	—	11,590,878	611,032,553
第75計算期間	—	1,734,714	609,297,839
第76計算期間	20,854,732	10,667,024	619,485,547
第77計算期間	236,929	6,100,000	613,622,476
第78計算期間	1,180,000	5,124,898	609,677,578
第79計算期間	100,000	24,356,447	585,421,131
第80計算期間	11,056,104	2,200,000	594,277,235
第81計算期間	80,000	2,000,000	592,357,235
第82計算期間	30,000	1,000,000	591,387,235
第83計算期間	140,000	320,000	591,207,235
第84計算期間	110,000	4,300,000	587,017,235
第85計算期間	110,000	7,500,000	579,627,235
第86計算期間	60,000	37,262,990	542,424,245
第87計算期間	50,000	7,470,060	535,004,185
第88計算期間	50,000	3,600,000	531,454,185
第89計算期間	60,000	2,600,000	528,914,185
第90計算期間	30,000	2,370,000	526,574,185
第91計算期間	60,000	3,200,000	523,434,185
第92計算期間	10,000	130,000	523,314,185
第93計算期間	10,000	887,912	522,436,273
第94計算期間	10,000	3,100,000	519,346,273
第95計算期間	70,000	2,300,000	517,116,273
第96計算期間	50,000	5,500,000	511,666,273
第97計算期間	10,000	1,750,000	509,926,273
第98計算期間	20,000	3,500,000	506,446,273
第99計算期間	—	3,800,000	502,646,273
第100計算期間	—	4,400,000	498,246,273
第101計算期間	10,000	3,732,038	494,524,235
第102計算期間	10,000	14,151,104	480,383,131
第103計算期間	10,000	21,162,082	459,231,049
第104計算期間	—	3,300,000	455,931,049
第105計算期間	20,000	42,734,690	413,216,359
第106計算期間	—	4,200,000	409,016,359
第107計算期間	—	700,000	408,316,359

第108計算期間	10,000	2,110,000	406,216,359
第109計算期間	—	4,600,000	401,616,359
第110計算期間	—	7,314,937	394,301,422
第111計算期間	—	10,411,605	383,889,817
第112計算期間	—	850,000	383,039,817
第113計算期間	1,300,000	4,000,000	380,339,817
第114計算期間	—	2,300,000	378,039,817
第115計算期間	—	26,659,744	351,380,073
第116計算期間	—	8,700,000	342,680,073
第117計算期間	—	14,300,000	328,380,073
第118計算期間	—	6,370,614	322,009,459
第119計算期間	—	6,500,000	315,509,459
第120計算期間	10,000	30,956,447	284,563,012
第121計算期間	—	3,650,000	280,913,012
第122計算期間	20,000	800,000	280,133,012
第123計算期間	—	5,227,256	274,905,756
第124計算期間	—	3,224,945	271,680,811
第125計算期間	70,000	4,580,000	267,170,811
第126計算期間	—	50,000	267,120,811
第127計算期間	—	10,042,771	257,078,040
第128計算期間	1,442,707	750,000	257,770,747
第129計算期間	—	1,800,000	255,970,747
第130計算期間	1,452,574	2,150,000	255,273,321
第131計算期間	1,221,985	13,000,000	243,495,306
第132計算期間	1,576,273	—	245,071,579
第133計算期間	2,775,349	6,250,000	241,596,928
第134計算期間	2,314,879	4,000,000	239,911,807
第135計算期間	7,369,860	1,130,000	246,151,667
第136計算期間	—	—	246,151,667
第137計算期間	1,375,471	—	247,527,138
第138計算期間	17,611,338	1,200,000	263,938,476
第139計算期間	—	2,510,000	261,428,476

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	18,825,317	99.02
親投資信託受益証券	日本	21,008	0.11

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	165,061	0.87
純資産総額		19,011,386	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (BR L)	7,461.4813	2,575	19,213,314	2,523	18,825,317	99.02
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	20,635	1.0181	21,008	1.0181	21,008	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.02
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 6月20日）	5,211,904	5,211,904	8,852	8,852
第2計算期間末日（平成25年12月20日）	5,517,375	5,517,375	9,171	9,171
第3計算期間末日（平成26年 6月20日）	23,454,936	23,477,237	10,517	10,527
第4計算期間末日（平成26年12月22日）	27,374,162	27,400,310	10,469	10,479
第5計算期間末日（平成27年 6月22日）	88,955,686	88,955,686	9,822	9,822
第6計算期間末日（平成27年12月21日）	43,640,400	43,640,400	7,822	7,822
第7計算期間末日（平成28年 6月20日）	46,939,873	46,939,873	8,589	8,589
第8計算期間末日（平成28年12月20日）	47,352,870	47,398,224	10,441	10,451
第9計算期間末日（平成29年 6月20日）	38,293,878	38,327,697	11,323	11,333
第10計算期間末日（平成29年12月20日）	39,666,766	39,699,504	12,116	12,126
第11計算期間末日（平成30年 6月20日）	29,522,741	29,522,741	10,014	10,014
第12計算期間末日（平成30年12月20日）	23,940,103	23,940,103	10,173	10,173
第13計算期間末日（令和 1年 6月20日）	25,370,064	25,393,596	10,781	10,791
第14計算期間末日（令和 1年12月20日）	24,278,686	24,301,131	10,817	10,827
第15計算期間末日（令和 2年 6月22日）	15,094,314	15,094,314	7,718	7,718
第16計算期間末日（令和 2年12月21日）	16,577,700	16,577,700	8,477	8,477
第17計算期間末日（令和 3年 6月21日）	18,041,127	18,041,127	9,186	9,186
第18計算期間末日（令和 3年12月20日）	16,456,621	16,456,621	8,374	8,374
第19計算期間末日（令和 4年 6月20日）	18,809,130	18,809,130	9,618	9,618
第20計算期間末日（令和 4年12月20日）	19,411,806	19,411,806	9,926	9,926
令和 3年12月末日	16,662,537	—	8,479	—
令和 4年 1月末日	17,228,402	—	8,767	—
2月末日	17,401,631	—	8,898	—
3月末日	27,422,818	—	10,078	—
4月末日	26,253,914	—	9,649	—
5月末日	20,009,383	—	10,232	—
6月末日	18,426,544	—	9,422	—
7月末日	18,428,951	—	9,424	—
8月末日	19,941,796	—	10,197	—
9月末日	18,283,983	—	9,349	—
10月末日	19,014,255	—	9,723	—
11月末日	19,290,725	—	9,864	—
12月末日	19,011,386	—	9,721	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△11.48
第2計算期間	3.60
第3計算期間	14.78
第4計算期間	△0.36
第5計算期間	△6.18
第6計算期間	△20.36
第7計算期間	9.80
第8計算期間	21.67
第9計算期間	8.54
第10計算期間	7.09
第11計算期間	△17.34
第12計算期間	1.58
第13計算期間	6.07
第14計算期間	0.42
第15計算期間	△28.64
第16計算期間	9.83
第17計算期間	8.36
第18計算期間	△8.83
第19計算期間	14.85

第20計算期間	3.20
---------	------

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,887,518	—	5,887,518
第2計算期間	128,406	—	6,015,924
第3計算期間	16,285,281	—	22,301,205
第4計算期間	3,847,754	—	26,148,959
第5計算期間	64,602,538	183,799	90,567,698
第6計算期間	—	34,773,015	55,794,683
第7計算期間	—	1,144,598	54,650,085
第8計算期間	1,516,467	10,811,940	45,354,612
第9計算期間	211,152	11,746,316	33,819,448
第10計算期間	—	1,081,264	32,738,184
第11計算期間	—	3,256,098	29,482,086
第12計算期間	—	5,949,882	23,532,204
第13計算期間	—	—	23,532,204
第14計算期間	—	1,086,838	22,445,366
第15計算期間	—	2,889,225	19,556,141
第16計算期間	—	—	19,556,141
第17計算期間	83,667	—	19,639,808
第18計算期間	11,973	—	19,651,781
第19計算期間	7,654,115	7,749,755	19,556,141
第20計算期間	—	—	19,556,141

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	3,667,686,349	99.63
親投資信託受益証券	日本	4,570,377	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	9,094,250	0.25
純資産総額		3,681,350,976	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (MX N)	705,731.4508	5,222.38	3,685,601,787	5,197	3,667,686,349	99.63
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	4,489,124	1.0181	4,570,377	1.0181	4,570,377	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.63
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成25年 4月22日)	52,352,720,351	52,578,587,107	11,589	11,639
第2計算期間末日	(平成25年 5月20日)	57,535,245,738	59,265,151,996	11,641	11,991
第3計算期間末日	(平成25年 6月20日)	60,874,016,875	61,188,073,350	9,692	9,742

第4計算期間末日	（平成25年 7月22日）	79,947,051,563	80,329,504,253	10,452	10,502
第5計算期間末日	（平成25年 8月20日）	80,156,625,687	80,576,587,718	9,543	9,593
第6計算期間末日	（平成25年 9月20日）	93,991,862,769	94,457,090,961	10,102	10,152
第7計算期間末日	（平成25年10月21日）	94,992,433,727	95,470,107,221	9,943	9,993
第8計算期間末日	（平成25年11月20日）	96,593,036,887	97,080,023,150	9,917	9,967
第9計算期間末日	（平成25年12月20日）	97,541,845,124	98,017,790,491	10,247	10,297
第10計算期間末日	（平成26年 1月20日）	95,032,948,575	95,506,005,707	10,045	10,095
第11計算期間末日	（平成26年 2月20日）	89,351,362,841	89,808,822,601	9,766	9,816
第12計算期間末日	（平成26年 3月20日）	84,761,251,696	85,191,323,524	9,854	9,904
第13計算期間末日	（平成26年 4月21日）	81,449,148,448	81,848,976,709	10,186	10,236
第14計算期間末日	（平成26年 5月20日）	76,766,383,462	77,137,105,604	10,354	10,404
第15計算期間末日	（平成26年 6月20日）	70,807,617,000	71,146,036,867	10,462	10,512
第16計算期間末日	（平成26年 7月22日）	66,614,367,884	66,934,309,032	10,410	10,460
第17計算期間末日	（平成26年 8月20日）	63,974,257,061	64,278,222,794	10,523	10,573
第18計算期間末日	（平成26年 9月22日）	62,940,799,240	63,230,140,425	10,877	10,927
第19計算期間末日	（平成26年10月20日）	58,433,378,922	58,715,183,139	10,368	10,418
第20計算期間末日	（平成26年11月20日）	58,163,976,738	59,476,701,958	11,077	11,327
第21計算期間末日	（平成26年12月22日）	48,895,234,806	49,136,566,307	10,130	10,180
第22計算期間末日	（平成27年 1月20日）	46,840,917,189	47,077,251,553	9,910	9,960
第23計算期間末日	（平成27年 2月20日）	44,022,595,599	44,245,350,097	9,881	9,931
第24計算期間末日	（平成27年 3月20日）	41,244,116,743	41,456,369,796	9,716	9,766
第25計算期間末日	（平成27年 4月20日）	40,387,110,927	40,592,939,795	9,811	9,861
第26計算期間末日	（平成27年 5月20日）	39,899,116,440	40,099,763,910	9,943	9,993
第27計算期間末日	（平成27年 6月22日）	34,856,045,581	35,033,349,441	9,829	9,879
第28計算期間末日	（平成27年 7月21日）	30,820,821,079	30,982,561,556	9,528	9,578
第29計算期間末日	（平成27年 8月20日）	27,950,784,979	28,105,692,851	9,022	9,072
第30計算期間末日	（平成27年 9月24日）	25,105,921,971	25,256,650,194	8,328	8,378
第31計算期間末日	（平成27年10月20日）	25,076,361,162	25,221,906,610	8,615	8,665
第32計算期間末日	（平成27年11月20日）	24,248,044,814	24,386,603,606	8,750	8,800
第33計算期間末日	（平成27年12月21日）	21,456,620,583	21,587,139,724	8,220	8,270
第34計算期間末日	（平成28年 1月20日）	18,375,294,262	18,501,821,341	7,261	7,311
第35計算期間末日	（平成28年 2月22日）	17,099,150,957	17,220,884,030	7,023	7,073
第36計算期間末日	（平成28年 3月22日）	17,677,602,084	17,794,589,787	7,555	7,605
第37計算期間末日	（平成28年 4月20日）	17,123,210,166	17,236,661,630	7,546	7,596
第38計算期間末日	（平成28年 5月20日）	15,444,594,437	15,554,979,988	6,996	7,046
第39計算期間末日	（平成28年 6月20日）	14,157,770,910	14,264,984,357	6,603	6,653
第40計算期間末日	（平成28年 7月20日）	14,841,283,007	14,946,197,376	7,073	7,123
第41計算期間末日	（平成28年 8月22日）	14,055,696,626	14,157,798,332	6,883	6,933
第42計算期間末日	（平成28年 9月20日）	12,702,462,095	12,801,855,260	6,390	6,440
第43計算期間末日	（平成28年10月20日）	13,264,985,421	13,361,550,903	6,868	6,918
第44計算期間末日	（平成28年11月21日）	11,908,154,127	12,001,668,223	6,367	6,417
第45計算期間末日	（平成28年12月20日）	12,306,741,059	12,397,697,793	6,765	6,815

第46計算期間末日	(平成29年 1月20日)	11,228,307,319	11,317,603,117	6,287	6,337
第47計算期間末日	(平成29年 2月20日)	11,719,545,125	11,807,947,171	6,629	6,679
第48計算期間末日	(平成29年 3月21日)	12,519,820,076	12,607,522,391	7,138	7,188
第49計算期間末日	(平成29年 4月20日)	12,439,048,191	12,526,879,468	7,081	7,131
第50計算期間末日	(平成29年 5月22日)	12,628,088,092	12,714,526,611	7,305	7,355
第51計算期間末日	(平成29年 6月20日)	13,063,901,879	13,149,241,989	7,654	7,704
第52計算期間末日	(平成29年 7月20日)	13,193,423,250	13,277,353,827	7,860	7,910
第53計算期間末日	(平成29年 8月21日)	12,492,496,023	12,575,446,444	7,530	7,580
第54計算期間末日	(平成29年 9月20日)	12,846,432,626	12,928,073,721	7,868	7,918
第55計算期間末日	(平成29年10月20日)	12,064,776,522	12,145,048,529	7,515	7,565
第56計算期間末日	(平成29年11月20日)	11,642,333,069	11,721,231,752	7,378	7,428
第57計算期間末日	(平成29年12月20日)	11,420,556,944	11,497,910,570	7,382	7,432
第58計算期間末日	(平成30年 1月22日)	11,340,530,418	11,416,281,450	7,485	7,535
第59計算期間末日	(平成30年 2月20日)	10,565,623,021	10,640,387,917	7,066	7,116
第60計算期間末日	(平成30年 3月20日)	10,230,717,641	10,304,604,145	6,923	6,973
第61計算期間末日	(平成30年 4月20日)	10,500,667,488	10,573,398,901	7,219	7,269
第62計算期間末日	(平成30年 5月21日)	9,563,264,033	9,635,551,909	6,615	6,665
第63計算期間末日	(平成30年 6月20日)	8,844,562,661	8,915,176,732	6,263	6,313
第64計算期間末日	(平成30年 7月20日)	9,645,560,196	9,713,368,730	7,112	7,162
第65計算期間末日	(平成30年 8月20日)	8,934,290,902	8,999,591,007	6,841	6,891
第66計算期間末日	(平成30年 9月20日)	8,971,092,838	9,034,756,072	7,046	7,096
第67計算期間末日	(平成30年10月22日)	8,556,868,092	8,618,987,666	6,887	6,937
第68計算期間末日	(平成30年11月20日)	7,891,346,938	7,952,857,109	6,415	6,465
第69計算期間末日	(平成30年12月20日)	7,866,822,568	7,926,903,979	6,547	6,597
第70計算期間末日	(平成31年 1月21日)	8,125,575,710	8,184,860,222	6,853	6,903
第71計算期間末日	(平成31年 2月20日)	8,141,148,848	8,199,666,570	6,956	7,006
第72計算期間末日	(平成31年 3月20日)	8,219,021,644	8,276,489,359	7,151	7,201
第73計算期間末日	(平成31年 4月22日)	8,148,321,054	8,204,276,931	7,281	7,331
第74計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	7,770,178,277	7,825,560,940	7,015	7,065
第75計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	7,701,765,529	7,756,272,535	7,065	7,115
第76計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	7,683,295,910	7,736,924,249	7,163	7,213
第77計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	7,133,116,199	7,185,932,229	6,753	6,803
第78計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	7,309,309,302	7,361,172,412	7,047	7,097
第79計算期間末日	(令和 1年10月21日)	7,331,347,051	7,382,677,843	7,141	7,191
第80計算期間末日	(令和 1年11月20日)	7,122,361,533	7,173,042,049	7,027	7,077
第81計算期間末日	(令和 1年12月20日)	7,345,144,941	7,395,165,308	7,342	7,392
第82計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	7,482,971,116	7,532,360,781	7,575	7,625
第83計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	7,554,313,863	7,602,738,858	7,800	7,850
第84計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	4,649,870,326	4,697,626,162	4,868	4,918
第85計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	4,689,787,413	4,737,239,288	4,942	4,992
第86計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	4,844,037,075	4,891,099,827	5,146	5,196
第87計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	5,130,977,373	5,177,029,143	5,571	5,621

第88計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	5,164,026,910	5,209,646,744	5,660	5,710
第89計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	5,204,771,806	5,249,494,677	5,819	5,869
第90計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	5,189,252,056	5,224,849,467	5,831	5,871
第91計算期間末日	(令和 2年10月20日)	5,249,820,518	5,284,970,774	5,974	6,014
第92計算期間末日	(令和 2年11月20日)	5,407,379,630	5,441,929,378	6,260	6,300
第93計算期間末日	(令和 2年12月21日)	5,419,578,352	5,453,427,324	6,404	6,444
第94計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	5,371,600,274	5,404,907,156	6,451	6,491
第95計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	5,064,937,115	5,097,265,106	6,267	6,307
第96計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	5,022,286,001	5,054,286,784	6,278	6,318
第97計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	5,129,856,503	5,161,108,606	6,566	6,606
第98計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	5,011,025,722	5,041,491,955	6,579	6,619
第99計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	4,867,557,991	4,897,643,585	6,472	6,512
第100計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	4,906,247,177	4,935,772,774	6,647	6,687
第101計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	4,778,279,290	4,807,306,988	6,584	6,624
第102計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	4,717,140,350	4,745,839,742	6,575	6,615
第103計算期間末日	(令和 3年10月20日)	4,715,407,842	4,743,642,967	6,680	6,720
第104計算期間末日	(令和 3年11月22日)	4,488,488,321	4,516,397,910	6,433	6,473
第105計算期間末日	(令和 3年12月20日)	4,351,953,537	4,379,173,067	6,395	6,435
第106計算期間末日	(令和 4年 1月20日)	4,181,482,796	4,218,034,796	6,292	6,347
第107計算期間末日	(令和 4年 2月21日)	4,111,366,376	4,147,256,537	6,300	6,355
第108計算期間末日	(令和 4年 3月22日)	3,971,646,135	4,007,222,702	6,140	6,195
第109計算期間末日	(令和 4年 4月20日)	4,157,923,707	4,192,821,671	6,553	6,608
第110計算期間末日	(令和 4年 5月20日)	3,899,973,271	3,934,434,762	6,224	6,279
第111計算期間末日	(令和 4年 6月20日)	3,795,266,011	3,828,617,818	6,259	6,314
第112計算期間末日	(令和 4年 7月20日)	3,687,713,534	3,729,954,932	6,111	6,181
第113計算期間末日	(令和 4年 8月22日)	3,867,351,521	3,909,250,801	6,461	6,531
第114計算期間末日	(令和 4年 9月20日)	3,893,144,536	3,934,468,891	6,595	6,665
第115計算期間末日	(令和 4年10月20日)	3,650,291,914	3,690,408,558	6,369	6,439
第116計算期間末日	(令和 4年11月21日)	3,722,843,501	3,762,819,034	6,519	6,589
第117計算期間末日	(令和 4年12月20日)	3,668,947,895	3,708,798,764	6,445	6,515
	令和 3年12月末日	4,380,919,194	—	6,527	—
	令和 4年 1月末日	4,137,469,042	—	6,251	—
	2月末日	3,988,183,025	—	6,118	—
	3月末日	4,176,891,301	—	6,507	—
	4月末日	3,977,345,478	—	6,326	—
	5月末日	4,051,749,913	—	6,513	—
	6月末日	3,854,475,446	—	6,375	—
	7月末日	3,731,416,356	—	6,208	—
	8月末日	3,895,673,374	—	6,509	—
	9月末日	3,672,396,446	—	6,276	—
	10月末日	3,722,452,097	—	6,497	—
	11月末日	3,796,275,198	—	6,663	—

12月末日	3,681,350,976	—	6,408	—
-------	---------------	---	-------	---

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	350円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円
第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	250円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円

第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円

第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	55円
第107計算期間	55円
第108計算期間	55円
第109計算期間	55円
第110計算期間	55円
第111計算期間	55円
第112計算期間	70円
第113計算期間	70円
第114計算期間	70円
第115計算期間	70円
第116計算期間	70円
第117計算期間	70円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	16.39
第2計算期間	3.46
第3計算期間	△16.31
第4計算期間	8.35
第5計算期間	△8.21
第6計算期間	6.38
第7計算期間	△1.07
第8計算期間	0.24
第9計算期間	3.83
第10計算期間	△1.48
第11計算期間	△2.27
第12計算期間	1.41
第13計算期間	3.87
第14計算期間	2.14
第15計算期間	1.52
第16計算期間	△0.01
第17計算期間	1.56
第18計算期間	3.83
第19計算期間	△4.21
第20計算期間	9.24
第21計算期間	△8.09
第22計算期間	△1.67
第23計算期間	0.21
第24計算期間	△1.16
第25計算期間	1.49
第26計算期間	1.85
第27計算期間	△0.64
第28計算期間	△2.55
第29計算期間	△4.78
第30計算期間	△7.13
第31計算期間	4.04
第32計算期間	2.14
第33計算期間	△5.48
第34計算期間	△11.05
第35計算期間	△2.58
第36計算期間	8.28
第37計算期間	0.54
第38計算期間	△6.62
第39計算期間	△4.90
第40計算期間	7.87
第41計算期間	△1.97

第42計算期間	△6.43
第43計算期間	8.26
第44計算期間	△6.56
第45計算期間	7.03
第46計算期間	△6.32
第47計算期間	6.23
第48計算期間	8.43
第49計算期間	△0.09
第50計算期間	3.86
第51計算期間	5.46
第52計算期間	3.34
第53計算期間	△3.56
第54計算期間	5.15
第55計算期間	△3.85
第56計算期間	△1.15
第57計算期間	0.73
第58計算期間	2.07
第59計算期間	△4.92
第60計算期間	△1.31
第61計算期間	4.99
第62計算期間	△7.67
第63計算期間	△4.56
第64計算期間	14.35
第65計算期間	△3.10
第66計算期間	3.72
第67計算期間	△1.54
第68計算期間	△6.12
第69計算期間	2.83
第70計算期間	5.43
第71計算期間	2.23
第72計算期間	3.52
第73計算期間	2.51
第74計算期間	△2.96
第75計算期間	1.42
第76計算期間	2.09
第77計算期間	△5.02
第78計算期間	5.09
第79計算期間	2.04
第80計算期間	△0.89
第81計算期間	5.19
第82計算期間	3.85
第83計算期間	3.63

第84計算期間	△36.94
第85計算期間	2.54
第86計算期間	5.13
第87計算期間	9.23
第88計算期間	2.49
第89計算期間	3.69
第90計算期間	0.89
第91計算期間	3.13
第92計算期間	5.45
第93計算期間	2.93
第94計算期間	1.35
第95計算期間	△2.23
第96計算期間	0.81
第97計算期間	5.22
第98計算期間	0.80
第99計算期間	△1.01
第100計算期間	3.32
第101計算期間	△0.34
第102計算期間	0.47
第103計算期間	2.20
第104計算期間	△3.09
第105計算期間	0.03
第106計算期間	△0.75
第107計算期間	1.00
第108計算期間	△1.66
第109計算期間	7.62
第110計算期間	△4.18
第111計算期間	1.44
第112計算期間	△1.24
第113計算期間	6.87
第114計算期間	3.15
第115計算期間	△2.36
第116計算期間	3.45
第117計算期間	△0.06

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	46,231,525,743	1,058,174,387	45,173,351,356
第2計算期間	4,430,488,220	177,946,483	49,425,893,093

第3計算期間	13,801,772,996	416,371,004	62,811,295,085
第4計算期間	15,135,300,501	1,456,057,468	76,490,538,118
第5計算期間	7,725,103,985	223,235,720	83,992,406,383
第6計算期間	9,572,253,310	519,021,194	93,045,638,499
第7計算期間	3,114,116,782	625,056,474	95,534,698,807
第8計算期間	2,945,179,876	1,082,625,972	97,397,252,711
第9計算期間	1,255,349,931	3,463,529,061	95,189,073,581
第10計算期間	1,643,898,803	2,221,545,950	94,611,426,434
第11計算期間	1,288,536,805	4,408,011,132	91,491,952,107
第12計算期間	783,781,803	6,261,368,260	86,014,365,650
第13計算期間	308,782,831	6,357,496,262	79,965,652,219
第14計算期間	210,607,297	6,031,830,959	74,144,428,557
第15計算期間	188,823,155	6,649,278,274	67,683,973,438
第16計算期間	49,027,152	3,744,770,861	63,988,229,729
第17計算期間	40,726,192	3,235,809,215	60,793,146,706
第18計算期間	36,661,213	2,961,570,788	57,868,237,131
第19計算期間	32,278,161	1,539,671,824	56,360,843,468
第20計算期間	6,611,581	3,858,446,213	52,509,008,836
第21計算期間	20,710,499	4,263,418,996	48,266,300,339
第22計算期間	2,024,970	1,001,452,342	47,266,872,967
第23計算期間	6,706,109	2,722,679,474	44,550,899,602
第24計算期間	8,301,282	2,108,590,277	42,450,610,607
第25計算期間	297,354	1,285,134,202	41,165,773,759
第26計算期間	535,354	1,036,814,938	40,129,494,175
第27計算期間	9,874	4,668,731,997	35,460,772,052
第28計算期間	3,733,721	3,116,410,218	32,348,095,555
第29計算期間	170,450	1,366,691,542	30,981,574,463
第30計算期間	1,541,185	837,471,016	30,145,644,632
第31計算期間	5,966,472	1,042,521,481	29,109,089,623
第32計算期間	—	1,397,331,138	27,711,758,485
第33計算期間	5,076,767	1,613,006,908	26,103,828,344
第34計算期間	6,951,384	805,363,865	25,305,415,863
第35計算期間	206,614	959,007,794	24,346,614,683
第36計算期間	10,000	949,084,078	23,397,540,605
第37計算期間	1,401,556	708,649,340	22,690,292,821
第38計算期間	10,000	613,192,582	22,077,110,239
第39計算期間	3,027,764	637,448,583	21,442,689,420
第40計算期間	71,170,910	530,986,523	20,982,873,807
第41計算期間	30,654,426	593,186,958	20,420,341,275
第42計算期間	5,300,000	547,008,258	19,878,633,017
第43計算期間	10,000	565,546,572	19,313,096,445
第44計算期間	10,234,555	620,511,765	18,702,819,235

第45計算期間	156,842,225	668,314,571	18,191,346,889
第46計算期間	107,791,857	439,979,008	17,859,159,738
第47計算期間	261,235,942	439,986,474	17,680,409,206
第48計算期間	169,327,401	309,273,480	17,540,463,127
第49計算期間	320,110,713	294,318,378	17,566,255,462
第50計算期間	36,981,407	315,532,989	17,287,703,880
第51計算期間	122,857,931	342,539,727	17,068,022,084
第52計算期間	40,663,371	322,569,879	16,786,115,576
第53計算期間	79,845,031	275,876,291	16,590,084,316
第54計算期間	13,720,828	275,586,013	16,328,219,131
第55計算期間	20,838,398	294,656,075	16,054,401,454
第56計算期間	21,138,622	295,803,382	15,779,736,694
第57計算期間	1,309,496	310,320,945	15,470,725,245
第58計算期間	63,123	320,581,897	15,150,206,471
第59計算期間	1,802,815	199,029,993	14,952,979,293
第60計算期間	8,859,589	184,537,932	14,777,300,950
第61計算期間	—	231,018,164	14,546,282,786
第62計算期間	—	88,707,528	14,457,575,258
第63計算期間	2,609,042	337,369,923	14,122,814,377
第64計算期間	162,698	561,270,094	13,561,706,981
第65計算期間	27,273	501,713,163	13,060,021,091
第66計算期間	1,401,865	328,776,124	12,732,646,832
第67計算期間	8,861,603	317,593,439	12,423,914,996
第68計算期間	14,635	121,895,388	12,302,034,243
第69計算期間	1,064,832	286,816,822	12,016,282,253
第70計算期間	312,284	159,692,075	11,856,902,462
第71計算期間	7,418,637	160,776,588	11,703,544,511
第72計算期間	1,418,985	211,420,453	11,493,543,043
第73計算期間	283,984	302,651,470	11,191,175,557
第74計算期間	982,359	115,625,133	11,076,532,783
第75計算期間	4,000,000	179,131,421	10,901,401,362
第76計算期間	10,635,678	186,369,078	10,725,667,962
第77計算期間	2,785,019	165,246,847	10,563,206,134
第78計算期間	38,352,590	228,936,696	10,372,622,028
第79計算期間	73,634,196	180,097,749	10,266,158,475
第80計算期間	12,504,385	142,559,638	10,136,103,222
第81計算期間	12,842,312	144,872,005	10,004,073,529
第82計算期間	13,620	126,154,063	9,877,933,086
第83計算期間	9,202,138	202,136,134	9,684,999,090
第84計算期間	49,542,815	183,374,558	9,551,167,347
第85計算期間	1,236,780	62,029,068	9,490,375,059
第86計算期間	962,283	78,786,841	9,412,550,501

第87計算期間	8,224,847	210,421,333	9,210,354,015
第88計算期間	350,000	86,737,202	9,123,966,813
第89計算期間	5,000,000	184,392,493	8,944,574,320
第90計算期間	22,439,449	67,660,794	8,899,352,975
第91計算期間	2,000,000	113,788,730	8,787,564,245
第92計算期間	9,930,197	160,057,246	8,637,437,196
第93計算期間	1,046,000	176,239,994	8,462,243,202
第94計算期間	3,151,615	138,674,128	8,326,720,689
第95計算期間	1,000,000	245,722,723	8,081,997,966
第96計算期間	—	81,802,149	8,000,195,817
第97計算期間	1,000,000	188,169,838	7,813,025,979
第98計算期間	—	196,467,517	7,616,558,462
第99計算期間	1,000,000	96,159,722	7,521,398,740
第100計算期間	1,577,945	141,577,370	7,381,399,315
第101計算期間	—	124,474,664	7,256,924,651
第102計算期間	1,000,000	83,076,597	7,174,848,054
第103計算期間	—	116,066,685	7,058,781,369
第104計算期間	1,000,000	82,383,881	6,977,397,488
第105計算期間	1,316,826	173,831,805	6,804,882,509
第106計算期間	2,762,254	161,826,493	6,645,818,270
第107計算期間	2,966,551	123,300,898	6,525,483,923
第108計算期間	3,541,110	60,558,236	6,468,466,797
第109計算期間	2,952,688	126,335,019	6,345,084,466
第110計算期間	—	79,358,829	6,265,725,637
第111計算期間	1,030,000	202,790,556	6,063,965,081
第112計算期間	—	29,479,596	6,034,485,485
第113計算期間	1,199,359	50,073,379	5,985,611,465
第114計算期間	1,000,000	83,132,046	5,903,479,419
第115計算期間	5,169,383	177,699,604	5,730,949,198
第116計算期間	4,033,499	24,192,202	5,710,790,495
第117計算期間	25,994,244	43,803,430	5,692,981,309

【PIMCO　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型）】

（１）【投資状況】

令和　4年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	211,930,929	99.43
親投資信託受益証券	日本	283,317	0.13

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	938,413	0.44
純資産総額		213,152,659	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (MX N)	40,779.4746	5,224	213,031,975	5,197	211,930,929	99.43
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	278,281	1.0181	283,317	1.0181	283,317	0.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.43
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.56

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 6月20日）	3,537,328,951	3,541,006,892	9,618	9,628
第2計算期間末日（平成25年12月20日）	4,327,195,737	4,331,329,856	10,467	10,477
第3計算期間末日（平成26年 6月20日）	3,563,679,702	3,566,921,669	10,992	11,002
第4計算期間末日（平成26年12月22日）	2,622,863,339	2,625,218,533	11,137	11,147
第5計算期間末日（平成27年 6月22日）	1,684,322,868	1,685,836,201	11,130	11,140
第6計算期間末日（平成27年12月21日）	1,092,629,573	1,092,629,573	9,635	9,635
第7計算期間末日（平成28年 6月20日）	802,882,275	802,882,275	8,076	8,076
第8計算期間末日（平成28年12月20日）	743,626,794	743,626,794	8,650	8,650
第9計算期間末日（平成29年 6月20日）	781,633,446	781,633,446	10,205	10,205
第10計算期間末日（平成29年12月20日）	668,060,788	668,714,150	10,225	10,235
第11計算期間末日（平成30年 6月20日）	553,552,845	553,552,845	9,059	9,059
第12計算期間末日（平成30年12月20日）	526,111,698	526,111,698	9,891	9,891
第13計算期間末日（令和 1年 6月20日）	482,302,424	482,736,137	11,120	11,130
第14計算期間末日（令和 1年12月20日）	439,280,665	439,645,569	12,038	12,048
第15計算期間末日（令和 2年 6月22日）	317,182,741	317,182,741	9,650	9,650
第16計算期間末日（令和 2年12月21日）	339,528,824	339,822,423	11,564	11,574
第17計算期間末日（令和 3年 6月21日）	293,093,881	293,335,818	12,114	12,124
第18計算期間末日（令和 3年12月20日）	249,383,836	249,584,873	12,405	12,415
第19計算期間末日（令和 4年 6月20日）	201,671,863	201,829,604	12,785	12,795
第20計算期間末日（令和 4年12月20日）	214,358,618	214,511,378	14,032	14,042
令和 3年12月末日	253,368,362	—	12,658	—
令和 4年 1月末日	237,347,969	—	12,231	—
2月末日	233,181,781	—	12,075	—
3月末日	241,326,798	—	12,958	—
4月末日	206,899,131	—	12,705	—
5月末日	212,255,111	—	13,193	—
6月末日	204,683,058	—	13,022	—
7月末日	200,399,418	—	12,828	—
8月末日	211,865,429	—	13,593	—
9月末日	208,843,457	—	13,245	—
10月末日	218,442,447	—	13,859	—
11月末日	219,655,645	—	14,362	—
12月末日	213,152,659	—	13,953	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円

第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	10円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	0円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△3.72
第2計算期間	8.93
第3計算期間	5.11
第4計算期間	1.41
第5計算期間	0.02
第6計算期間	△13.43
第7計算期間	△16.18
第8計算期間	7.10
第9計算期間	17.97
第10計算期間	0.29
第11計算期間	△11.40
第12計算期間	9.18
第13計算期間	12.52
第14計算期間	8.34
第15計算期間	△19.83
第16計算期間	19.93
第17計算期間	4.84
第18計算期間	2.48
第19計算期間	3.14

第20計算期間	9.83
---------	------

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,736,587,443	58,645,519	3,677,941,924
第2計算期間	855,584,708	399,407,289	4,134,119,343
第3計算期間	417,151,867	1,309,303,479	3,241,967,731
第4計算期間	64,134,045	950,907,578	2,355,194,198
第5計算期間	8,204,807	850,065,564	1,513,333,441
第6計算期間	10,139,834	389,457,204	1,134,016,071
第7計算期間	5,535,478	145,360,650	994,190,899
第8計算期間	8,897,318	143,397,526	859,690,691
第9計算期間	23,803,556	117,553,180	765,941,067
第10計算期間	23,863,224	136,441,360	653,362,931
第11計算期間	3,657,873	45,949,794	611,071,010
第12計算期間	6,450,196	85,626,282	531,894,924
第13計算期間	54,578	98,236,008	433,713,494
第14計算期間	2,874,309	71,683,313	364,904,490
第15計算期間	4,430,180	40,643,329	328,691,341
第16計算期間	55,312	35,147,349	293,599,304
第17計算期間	49,398	51,711,667	241,937,035
第18計算期間	1,095,965	41,995,125	201,037,875
第19計算期間	46,506	43,342,875	157,741,506
第20計算期間	2,922,912	7,904,410	152,760,008

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	2,112,972,450	99.26
親投資信託受益証券	日本	2,157,986	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	13,612,248	0.64
純資産総額		2,128,742,684	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (KR W)	27,541.5531	6,658	183,371,660	6,638	182,820,829	8.59
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (EU R)	27,520.7982	6,677	183,756,369	6,511	179,187,917	8.42
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (CN H)	61,869.1358	2,971	183,813,202	2,876	177,935,634	8.36
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (BR L)	70,055.7369	2,575	180,393,522	2,523	176,750,624	8.30
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (AU D)	29,927.2735	6,000	179,563,641	5,867	175,583,313	8.25
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (TR Y)	136,532.3541	1,326	181,041,901	1,285	175,444,075	8.24
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (ID R)	31,180.5054	5,821	181,501,721	5,617	175,140,898	8.23
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (GB P)	28,390.3484	6,413	182,067,304	6,168	175,111,668	8.23
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (MX N)	33,556.7506	5,224	175,300,465	5,197	174,394,432	8.19
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (US D)	21,399.9517	8,411	179,994,993	8,145	174,302,606	8.19
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (CA D)	29,595.543	6,025	178,313,146	5,886	174,199,366	8.18
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (IN R)	29,904.62	5,949	177,902,584	5,755	172,101,088	8.08
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	2,119,621	1.0181	2,157,986	1.0181	2,157,986	0.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.26
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 9月20日）	1,533,834,356	1,541,357,804	10,194	10,244
第2計算期間末日（平成25年10月21日）	1,673,915,750	1,682,148,833	10,166	10,216
第3計算期間末日（平成25年11月20日）	2,240,632,154	2,251,804,469	10,028	10,078
第4計算期間末日（平成25年12月20日）	2,619,984,878	2,632,763,764	10,251	10,301
第5計算期間末日（平成26年 1月20日）	2,853,103,435	2,867,069,083	10,215	10,265
第6計算期間末日（平成26年 2月20日）	3,123,149,793	3,145,204,563	9,913	9,983
第7計算期間末日（平成26年 3月20日）	4,254,877,874	4,284,753,106	9,970	10,040
第8計算期間末日（平成26年 4月21日）	5,834,956,592	5,874,338,115	10,372	10,442
第9計算期間末日（平成26年 5月20日）	11,073,713,945	11,147,316,623	10,532	10,602
第10計算期間末日（平成26年 6月20日）	17,578,544,190	17,694,366,441	10,624	10,694
第11計算期間末日（平成26年 7月22日）	20,576,855,886	20,713,204,500	10,564	10,634
第12計算期間末日（平成26年 8月20日）	22,713,512,827	22,863,631,408	10,591	10,661
第13計算期間末日（平成26年 9月22日）	24,864,778,205	25,025,636,832	10,820	10,890
第14計算期間末日（平成26年10月20日）	24,554,997,512	24,721,167,008	10,344	10,414
第15計算期間末日（平成26年11月20日）	26,906,213,815	27,077,047,644	11,025	11,095
第16計算期間末日（平成26年12月22日）	25,641,863,258	25,814,858,013	10,376	10,446
第17計算期間末日（平成27年 1月20日）	25,075,312,357	25,250,061,000	10,045	10,115
第18計算期間末日（平成27年 2月20日）	25,153,886,145	25,329,447,920	10,029	10,099
第19計算期間末日（平成27年 3月20日）	24,528,128,309	24,703,465,675	9,792	9,862
第20計算期間末日（平成27年 4月20日）	25,362,955,457	25,537,645,553	10,163	10,233
第21計算期間末日（平成27年 5月20日）	25,526,158,684	25,698,811,723	10,349	10,419
第22計算期間末日（平成27年 6月22日）	25,050,901,242	25,223,018,811	10,188	10,258
第23計算期間末日（平成27年 7月21日）	24,745,850,278	24,918,949,527	10,007	10,077
第24計算期間末日（平成27年 8月20日）	23,094,208,275	23,265,100,845	9,460	9,530
第25計算期間末日（平成27年 9月24日）	20,919,803,777	21,087,516,444	8,732	8,802

第26計算期間末日	(平成27年10月20日)	20,987,269,644	21,149,464,733	9,058	9,128
第27計算期間末日	(平成27年11月20日)	20,069,758,616	20,223,091,882	9,162	9,232
第28計算期間末日	(平成27年12月21日)	18,069,825,940	18,216,523,267	8,622	8,692
第29計算期間末日	(平成28年 1月20日)	16,269,297,901	16,413,839,091	7,879	7,949
第30計算期間末日	(平成28年 2月22日)	14,954,355,621	15,089,516,127	7,745	7,815
第31計算期間末日	(平成28年 3月22日)	15,067,230,340	15,193,586,837	8,347	8,417
第32計算期間末日	(平成28年 4月20日)	14,312,589,446	14,431,778,310	8,406	8,476
第33計算期間末日	(平成28年 5月20日)	13,300,290,479	13,415,472,212	8,083	8,153
第34計算期間末日	(平成28年 6月20日)	12,511,878,887	12,623,430,316	7,851	7,921
第35計算期間末日	(平成28年 7月20日)	12,837,337,721	12,945,838,042	8,282	8,352
第36計算期間末日	(平成28年 8月22日)	11,958,545,170	12,063,402,570	7,983	8,053
第37計算期間末日	(平成28年 9月20日)	11,447,589,249	11,520,201,538	7,883	7,933
第38計算期間末日	(平成28年10月20日)	10,756,828,929	10,823,484,569	8,069	8,119
第39計算期間末日	(平成28年11月21日)	10,180,774,809	10,245,302,910	7,889	7,939
第40計算期間末日	(平成28年12月20日)	10,551,308,381	10,614,216,000	8,386	8,436
第41計算期間末日	(平成29年 1月20日)	10,330,192,272	10,391,838,773	8,379	8,429
第42計算期間末日	(平成29年 2月20日)	10,084,259,448	10,143,995,698	8,441	8,491
第43計算期間末日	(平成29年 3月21日)	10,033,132,575	10,091,704,568	8,565	8,615
第44計算期間末日	(平成29年 4月20日)	9,638,648,134	9,696,234,489	8,369	8,419
第45計算期間末日	(平成29年 5月22日)	9,680,057,318	9,736,260,152	8,612	8,662
第46計算期間末日	(平成29年 6月20日)	9,477,881,776	9,532,510,099	8,675	8,725
第47計算期間末日	(平成29年 7月20日)	9,461,736,781	9,515,303,038	8,832	8,882
第48計算期間末日	(平成29年 8月21日)	9,033,585,719	9,086,016,941	8,615	8,665
第49計算期間末日	(平成29年 9月20日)	9,389,434,907	9,441,453,720	9,025	9,075
第50計算期間末日	(平成29年10月20日)	9,185,882,152	9,237,007,276	8,984	9,034
第51計算期間末日	(平成29年11月20日)	8,768,631,247	8,818,691,590	8,758	8,808
第52計算期間末日	(平成29年12月20日)	8,819,234,635	8,868,893,539	8,880	8,930
第53計算期間末日	(平成30年 1月22日)	8,748,634,733	8,797,769,042	8,903	8,953
第54計算期間末日	(平成30年 2月20日)	8,046,600,617	8,094,752,801	8,355	8,405
第55計算期間末日	(平成30年 3月20日)	7,755,970,283	7,803,707,592	8,124	8,174
第56計算期間末日	(平成30年 4月20日)	7,829,165,403	7,876,779,327	8,222	8,272
第57計算期間末日	(平成30年 5月21日)	7,426,066,978	7,473,411,133	7,843	7,893
第58計算期間末日	(平成30年 6月20日)	6,997,531,388	7,044,123,740	7,509	7,559
第59計算期間末日	(平成30年 7月20日)	7,073,950,257	7,118,961,582	7,858	7,908
第60計算期間末日	(平成30年 8月20日)	6,503,331,042	6,547,635,756	7,339	7,389
第61計算期間末日	(平成30年 9月20日)	6,432,304,080	6,475,612,886	7,426	7,476
第62計算期間末日	(平成30年10月22日)	6,313,003,675	6,355,213,916	7,478	7,528
第63計算期間末日	(平成30年11月20日)	6,149,292,976	6,190,654,698	7,434	7,484
第64計算期間末日	(平成30年12月20日)	5,993,163,088	6,033,530,238	7,423	7,473
第65計算期間末日	(平成31年 1月21日)	5,926,003,330	5,965,669,620	7,470	7,520
第66計算期間末日	(平成31年 2月20日)	5,931,177,371	5,970,026,877	7,634	7,684
第67計算期間末日	(平成31年 3月20日)	5,953,320,606	5,991,602,550	7,776	7,826

第68計算期間末日	(平成31年 4月22日)	5,870,538,676	5,908,379,707	7,757	7,807
第69計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	5,438,829,257	5,475,492,182	7,417	7,467
第70計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	5,463,627,869	5,499,681,518	7,577	7,627
第71計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	5,460,089,163	5,495,508,003	7,708	7,758
第72計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	5,146,848,074	5,181,913,250	7,339	7,389
第73計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	5,203,122,974	5,237,671,513	7,530	7,580
第74計算期間末日	(令和 1年10月21日)	5,168,080,268	5,191,972,659	7,571	7,606
第75計算期間末日	(令和 1年11月20日)	4,979,100,563	5,002,264,017	7,523	7,558
第76計算期間末日	(令和 1年12月20日)	4,907,364,129	4,929,552,085	7,741	7,776
第77計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	4,955,118,689	4,977,056,916	7,905	7,940
第78計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	4,870,719,983	4,892,196,870	7,938	7,973
第79計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	3,502,123,879	3,523,170,803	5,824	5,859
第80計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	3,599,752,470	3,620,675,703	6,022	6,057
第81計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	3,666,391,261	3,687,007,617	6,224	6,259
第82計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	3,845,386,839	3,865,642,979	6,644	6,679
第83計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	3,846,712,818	3,866,712,710	6,732	6,767
第84計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	3,824,493,509	3,843,980,280	6,869	6,904
第85計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	3,642,877,640	3,662,025,200	6,659	6,694
第86計算期間末日	(令和 2年10月20日)	3,611,735,048	3,630,599,738	6,701	6,736
第87計算期間末日	(令和 2年11月20日)	3,528,633,311	3,546,623,020	6,865	6,900
第88計算期間末日	(令和 2年12月21日)	3,589,403,520	3,607,146,713	7,080	7,115
第89計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	3,551,615,120	3,569,294,041	7,031	7,066
第90計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	3,544,114,645	3,561,466,991	7,149	7,184
第91計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	3,468,777,682	3,485,859,892	7,107	7,142
第92計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	3,359,712,745	3,376,249,568	7,111	7,146
第93計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	3,350,494,173	3,366,784,920	7,198	7,233
第94計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	3,379,575,773	3,395,758,309	7,309	7,344
第95計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	3,251,313,206	3,267,133,031	7,193	7,228
第96計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	3,213,236,575	3,228,988,265	7,140	7,175
第97計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	3,192,702,820	3,208,299,227	7,165	7,200
第98計算期間末日	(令和 3年10月20日)	3,145,605,339	3,160,678,473	7,304	7,339
第99計算期間末日	(令和 3年11月22日)	2,946,182,554	2,960,868,346	7,022	7,057
第100計算期間末日	(令和 3年12月20日)	2,734,919,437	2,749,251,982	6,679	6,714
第101計算期間末日	(令和 4年 1月20日)	2,737,627,435	2,751,934,486	6,697	6,732
第102計算期間末日	(令和 4年 2月21日)	2,663,910,920	2,681,888,210	6,668	6,713
第103計算期間末日	(令和 4年 3月22日)	2,476,906,539	2,494,565,776	6,312	6,357
第104計算期間末日	(令和 4年 4月20日)	2,655,866,442	2,673,397,277	6,817	6,862
第105計算期間末日	(令和 4年 5月20日)	2,395,404,319	2,412,681,341	6,239	6,284
第106計算期間末日	(令和 4年 6月20日)	2,421,464,294	2,438,686,777	6,327	6,372
第107計算期間末日	(令和 4年 7月20日)	2,301,264,475	2,324,032,527	6,064	6,124
第108計算期間末日	(令和 4年 8月22日)	2,376,949,046	2,399,518,123	6,319	6,379
第109計算期間末日	(令和 4年 9月20日)	2,318,061,878	2,340,152,507	6,296	6,356

第110計算期間末日（令和 4年10月20日）	2,152,285,241	2,173,963,325	5,957	6,017
第111計算期間末日（令和 4年11月21日）	2,188,266,614	2,209,935,503	6,059	6,119
第112計算期間末日（令和 4年12月20日）	2,189,367,495	2,210,915,444	6,096	6,156
令和 3年12月末日	2,850,381,181	—	6,967	—
令和 4年 1月末日	2,716,290,064	—	6,700	—
2月末日	2,567,923,409	—	6,434	—
3月末日	2,635,657,105	—	6,752	—
4月末日	2,523,138,808	—	6,560	—
5月末日	2,480,908,327	—	6,469	—
6月末日	2,415,584,105	—	6,338	—
7月末日	2,328,002,790	—	6,170	—
8月末日	2,352,806,281	—	6,338	—
9月末日	2,164,728,357	—	5,910	—
10月末日	2,175,125,279	—	6,025	—
11月末日	2,208,823,099	—	6,116	—
12月末日	2,128,742,684	—	5,943	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	50円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	70円
第7計算期間	70円
第8計算期間	70円
第9計算期間	70円
第10計算期間	70円
第11計算期間	70円
第12計算期間	70円
第13計算期間	70円
第14計算期間	70円
第15計算期間	70円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円

第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円
第25計算期間	70円
第26計算期間	70円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	70円
第35計算期間	70円
第36計算期間	70円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円

第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	35円
第75計算期間	35円
第76計算期間	35円
第77計算期間	35円
第78計算期間	35円
第79計算期間	35円
第80計算期間	35円
第81計算期間	35円
第82計算期間	35円
第83計算期間	35円
第84計算期間	35円
第85計算期間	35円
第86計算期間	35円
第87計算期間	35円
第88計算期間	35円
第89計算期間	35円
第90計算期間	35円
第91計算期間	35円
第92計算期間	35円
第93計算期間	35円
第94計算期間	35円
第95計算期間	35円
第96計算期間	35円
第97計算期間	35円
第98計算期間	35円
第99計算期間	35円
第100計算期間	35円
第101計算期間	35円
第102計算期間	45円
第103計算期間	45円
第104計算期間	45円
第105計算期間	45円

第106計算期間	45円
第107計算期間	60円
第108計算期間	60円
第109計算期間	60円
第110計算期間	60円
第111計算期間	60円
第112計算期間	60円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.44
第2計算期間	0.21
第3計算期間	△0.86
第4計算期間	2.72
第5計算期間	0.13
第6計算期間	△2.27
第7計算期間	1.28
第8計算期間	4.73
第9計算期間	2.21
第10計算期間	1.53
第11計算期間	0.09
第12計算期間	0.91
第13計算期間	2.82
第14計算期間	△3.75
第15計算期間	7.26
第16計算期間	△5.25
第17計算期間	△2.51
第18計算期間	0.53
第19計算期間	△1.66
第20計算期間	4.50
第21計算期間	2.51
第22計算期間	△0.87
第23計算期間	△1.08
第24計算期間	△4.76
第25計算期間	△6.95
第26計算期間	4.53
第27計算期間	1.92
第28計算期間	△5.12
第29計算期間	△7.80
第30計算期間	△0.81

第31計算期間	8.67
第32計算期間	1.54
第33計算期間	△3.00
第34計算期間	△2.00
第35計算期間	6.38
第36計算期間	△2.76
第37計算期間	△0.62
第38計算期間	2.99
第39計算期間	△1.61
第40計算期間	6.93
第41計算期間	0.51
第42計算期間	1.33
第43計算期間	2.06
第44計算期間	△1.70
第45計算期間	3.50
第46計算期間	1.31
第47計算期間	2.38
第48計算期間	△1.89
第49計算期間	5.33
第50計算期間	0.09
第51計算期間	△1.95
第52計算期間	1.96
第53計算期間	0.82
第54計算期間	△5.59
第55計算期間	△2.16
第56計算期間	1.82
第57計算期間	△4.00
第58計算期間	△3.62
第59計算期間	5.31
第60計算期間	△5.96
第61計算期間	1.86
第62計算期間	1.37
第63計算期間	0.08
第64計算期間	0.52
第65計算期間	1.30
第66計算期間	2.86
第67計算期間	2.51
第68計算期間	0.39
第69計算期間	△3.73
第70計算期間	2.83
第71計算期間	2.38
第72計算期間	△4.13

第73計算期間	3.28
第74計算期間	1.00
第75計算期間	△0.17
第76計算期間	3.36
第77計算期間	2.57
第78計算期間	0.86
第79計算期間	△26.19
第80計算期間	4.00
第81計算期間	3.93
第82計算期間	7.31
第83計算期間	1.85
第84計算期間	2.55
第85計算期間	△2.54
第86計算期間	1.15
第87計算期間	2.96
第88計算期間	3.64
第89計算期間	△0.19
第90計算期間	2.17
第91計算期間	△0.09
第92計算期間	0.54
第93計算期間	1.71
第94計算期間	2.02
第95計算期間	△1.10
第96計算期間	△0.25
第97計算期間	0.84
第98計算期間	2.42
第99計算期間	△3.38
第100計算期間	△4.38
第101計算期間	0.79
第102計算期間	0.23
第103計算期間	△4.66
第104計算期間	8.71
第105計算期間	△7.81
第106計算期間	2.13
第107計算期間	△3.20
第108計算期間	5.19
第109計算期間	0.58
第110計算期間	△4.43
第111計算期間	2.71
第112計算期間	1.60

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,504,689,768	—	1,504,689,768
第2計算期間	141,926,986	—	1,646,616,754
第3計算期間	588,846,248	1,000,000	2,234,463,002
第4計算期間	338,712,170	17,397,969	2,555,777,203
第5計算期間	258,973,003	21,620,592	2,793,129,614
第6計算期間	434,804,413	77,252,532	3,150,681,495
第7計算期間	1,249,161,446	131,952,538	4,267,890,403
第8計算期間	1,440,961,594	82,920,124	5,625,931,873
第9計算期間	5,032,936,577	144,200,163	10,514,668,287
第10計算期間	6,294,944,607	263,576,914	16,546,035,980
第11計算期間	3,011,090,036	78,752,502	19,478,373,514
第12計算期間	2,000,940,849	33,802,706	21,445,511,657
第13計算期間	1,595,170,664	60,878,451	22,979,803,870
第14計算期間	963,510,389	204,814,740	23,738,499,519
第15計算期間	1,031,884,244	365,550,944	24,404,832,819
第16計算期間	448,164,230	139,460,577	24,713,536,472
第17計算期間	288,554,461	37,999,074	24,964,091,859
第18計算期間	175,980,789	59,818,997	25,080,253,651
第19計算期間	127,602,722	159,661,126	25,048,195,247
第20計算期間	153,756,707	246,223,931	24,955,728,023
第21計算期間	50,148,453	341,156,569	24,664,719,907
第22計算期間	446,509,629	523,005,272	24,588,224,264
第23計算期間	547,824,871	407,584,907	24,728,464,228
第24計算期間	101,260,423	416,500,334	24,413,224,317
第25計算期間	48,870,881	503,142,635	23,958,952,563
第26計算期間	12,113,229	800,338,670	23,170,727,122
第27計算期間	35,636,429	1,301,611,189	21,904,752,362
第28計算期間	6,130,217	954,121,460	20,956,761,119
第29計算期間	157,261,935	465,281,509	20,648,741,545
第30計算期間	20,224,444	1,360,322,146	19,308,643,843
第31計算期間	35,693,974	1,293,409,557	18,050,928,260
第32計算期間	7,334,274	1,031,281,952	17,026,980,582
第33計算期間	136,949,822	709,397,087	16,454,533,317
第34計算期間	45,956,543	564,571,423	15,935,918,437
第35計算期間	25,080,831	460,953,399	15,500,045,869
第36計算期間	178,790,549	699,207,823	14,979,628,595
第37計算期間	156,197,946	613,368,624	14,522,457,917
第38計算期間	61,780,711	1,253,110,620	13,331,128,008

第39計算期間	31,474,490	456,982,287	12,905,620,211
第40計算期間	5,531,800	329,628,157	12,581,523,854
第41計算期間	12,607,437	264,830,994	12,329,300,297
第42計算期間	1,910,803	383,960,930	11,947,250,170
第43計算期間	22,349,225	255,200,739	11,714,398,656
第44計算期間	71,505,532	268,633,072	11,517,271,116
第45計算期間	7,588,610	284,292,833	11,240,566,893
第46計算期間	6,858,655	321,760,867	10,925,664,681
第47計算期間	3,278,574	215,691,795	10,713,251,460
第48計算期間	4,194,989	231,201,893	10,486,244,556
第49計算期間	73,870,815	156,352,688	10,403,762,683
第50計算期間	7,128,777	185,866,495	10,225,024,965
第51計算期間	1,400,203	214,356,510	10,012,068,658
第52計算期間	25,265,838	105,553,634	9,931,780,862
第53計算期間	6,707,742	111,626,633	9,826,861,971
第54計算期間	534,507	196,959,577	9,630,436,901
第55計算期間	564,956	83,539,926	9,547,461,931
第56計算期間	263,085	24,940,190	9,522,784,826
第57計算期間	10,000	53,963,714	9,468,831,112
第58計算期間	293,478	150,654,065	9,318,470,525
第59計算期間	661,123	316,866,493	9,002,265,155
第60計算期間	24,722	141,346,897	8,860,942,980
第61計算期間	308,519	199,490,273	8,661,761,226
第62計算期間	13,045	219,725,965	8,442,048,306
第63計算期間	113,348	169,817,108	8,272,344,546
第64計算期間	1,813,914	200,728,427	8,073,430,033
第65計算期間	12,729,614	152,901,539	7,933,258,108
第66計算期間	13,387	163,370,286	7,769,901,209
第67計算期間	13,099	113,525,314	7,656,388,994
第68計算期間	1,729,541	89,912,303	7,568,206,232
第69計算期間	12,912	235,634,059	7,332,585,085
第70計算期間	314,896	122,170,059	7,210,729,922
第71計算期間	28,558,897	155,520,790	7,083,768,029
第72計算期間	9,865,329	80,598,093	7,013,035,265
第73計算期間	684,058	104,011,374	6,909,707,949
第74計算期間	8,012,176	91,322,516	6,826,397,609
第75計算期間	9,496,631	217,764,416	6,618,129,824
第76計算期間	222,873	278,936,527	6,339,416,170
第77計算期間	11,324,541	82,675,805	6,268,064,906
第78計算期間	—	131,811,316	6,136,253,590
第79計算期間	1,558,442	124,405,112	6,013,406,920
第80計算期間	—	35,340,303	5,978,066,617

第81計算期間	9,993,342	97,672,281	5,890,387,678
第82計算期間	100,000	103,019,066	5,787,468,612
第83計算期間	—	73,213,663	5,714,254,949
第84計算期間	—	146,605,838	5,567,649,111
第85計算期間	104,027	97,021,533	5,470,731,605
第86計算期間	899,286	81,719,348	5,389,911,543
第87計算期間	—	249,994,679	5,139,916,864
第88計算期間	255,323	70,688,458	5,069,483,729
第89計算期間	21,937,995	40,301,202	5,051,120,522
第90計算期間	6,986,600	100,293,880	4,957,813,242
第91計算期間	5,818,759	83,000,436	4,880,631,565
第92計算期間	10,000	155,834,931	4,724,806,634
第93計算期間	329,378	70,636,773	4,654,499,239
第94計算期間	—	30,917,415	4,623,581,824
第95計算期間	—	103,631,772	4,519,950,052
第96計算期間	8,807,341	28,274,313	4,500,483,080
第97計算期間	10,000	44,376,543	4,456,116,537
第98計算期間	5,070,423	154,577,153	4,306,609,807
第99計算期間	—	110,669,084	4,195,940,723
第100計算期間	761,337	101,689,150	4,095,012,910
第101計算期間	7,176,383	14,460,332	4,087,728,961
第102計算期間	—	92,775,427	3,994,953,534
第103計算期間	569,921	71,248,456	3,924,274,999
第104計算期間	2,188,610	30,722,437	3,895,741,172
第105計算期間	381,955	56,784,784	3,839,338,343
第106計算期間	7,213,710	19,333,442	3,827,218,611
第107計算期間	1,360,449	33,903,599	3,794,675,461
第108計算期間	6,425,909	39,588,403	3,761,512,967
第109計算期間	5,579,669	85,321,035	3,681,771,601
第110計算期間	3,996,922	72,754,421	3,613,014,102
第111計算期間	10,768,042	12,300,533	3,611,481,611
第112計算期間	1,943,950	22,100,583	3,591,324,978

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	41,595,847	99.17
親投資信託受益証券	日本	134,941	0.32

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	212,972	0.51
純資産総額		41,943,760	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (KR W)	542.0664	6,658	3,609,078	6,638	3,598,236	8.58
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (EU R)	541.6144	6,677	3,616,359	6,511	3,526,451	8.41
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (CN H)	1,217.1742	2,971	3,616,224	2,876	3,500,592	8.35
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (BR L)	1,379.295	2,575	3,551,684	2,523	3,479,961	8.30
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (AU D)	589.2395	6,000	3,535,437	5,867	3,457,068	8.24
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (TR Y)	2,688.4546	1,326	3,564,890	1,285	3,454,664	8.24
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (GB P)	558.8418	6,413	3,583,852	6,168	3,446,936	8.22
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (ID R)	613.6165	5,821	3,571,861	5,617	3,446,683	8.22
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (MX N)	660.9653	5,224	3,452,882	5,197	3,435,036	8.19
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (US D)	421.2997	8,411	3,543,551	8,145	3,431,486	8.18
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (CA D)	582.7276	6,025	3,510,933	5,886	3,429,934	8.18
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (IN R)	588.8446	5,949	3,503,036	5,755	3,388,800	8.08
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	132,542	1.0181	134,941	1.0181	134,941	0.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	99.17
親投資信託受益証券	0.32
合計	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年12月20日）	118,575,524	118,689,022	10,447	10,457
第2計算期間末日（平成26年 6月20日）	494,577,887	495,017,549	11,249	11,259
第3計算期間末日（平成26年12月22日）	763,658,878	764,327,669	11,418	11,428
第4計算期間末日（平成27年 6月22日）	857,278,077	858,012,320	11,676	11,686
第5計算期間末日（平成27年12月21日）	601,199,722	601,781,552	10,333	10,343
第6計算期間末日（平成28年 6月20日）	486,187,963	486,187,963	9,916	9,916
第7計算期間末日（平成28年12月20日）	386,016,516	386,366,342	11,035	11,045
第8計算期間末日（平成29年 6月20日）	356,362,231	356,663,975	11,810	11,820
第9計算期間末日（平成29年12月20日）	282,032,323	282,258,147	12,489	12,499
第10計算期間末日（平成30年 6月20日）	246,319,107	246,544,139	10,946	10,956
第11計算期間末日（平成30年12月20日）	212,914,687	213,103,987	11,247	11,257
第12計算期間末日（令和 1年 6月20日）	178,115,343	178,264,651	11,929	11,939
第13計算期間末日（令和 1年12月20日）	170,128,358	170,263,460	12,593	12,603
第14計算期間末日（令和 2年 6月22日）	140,374,600	140,500,410	11,158	11,168
第15計算期間末日（令和 2年12月21日）	147,521,450	147,641,881	12,249	12,259
第16計算期間末日（令和 3年 6月21日）	141,055,357	141,163,795	13,008	13,018
第17計算期間末日（令和 3年12月20日）	115,071,345	115,165,429	12,231	12,241
第18計算期間末日（令和 4年 6月20日）	111,256,903	111,349,275	12,044	12,054
第19計算期間末日（令和 4年12月20日）	43,028,563	43,063,582	12,287	12,297
令和 3年12月末日	120,030,108	—	12,758	—
令和 4年 1月末日	116,053,278	—	12,334	—

2月末日	112,179,129	—	11,921	—
3月末日	117,415,899	—	12,597	—
4月末日	114,843,202	—	12,320	—
5月末日	114,087,456	—	12,238	—
6月末日	111,460,435	—	12,066	—
7月末日	106,509,292	—	11,863	—
8月末日	110,431,107	—	12,299	—
9月末日	103,950,177	—	11,576	—
10月末日	65,627,423	—	11,920	—
11月末日	42,775,117	—	12,218	—
12月末日	41,943,760	—	11,977	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	0円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	4.57
第2計算期間	7.77
第3計算期間	1.59

第4計算期間	2.34
第5計算期間	△11.41
第6計算期間	△4.03
第7計算期間	11.38
第8計算期間	7.11
第9計算期間	5.83
第10計算期間	△12.27
第11計算期間	2.84
第12計算期間	6.15
第13計算期間	5.65
第14計算期間	△11.31
第15計算期間	9.86
第16計算期間	6.27
第17計算期間	△5.89
第18計算期間	△1.44
第19計算期間	2.10

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	113,528,982	30,540	113,498,442
第2計算期間	352,099,364	25,935,214	439,662,592
第3計算期間	242,385,686	13,257,263	668,791,015
第4計算期間	96,423,558	30,970,596	734,243,977
第5計算期間	2,292,715	154,706,559	581,830,133
第6計算期間	13,904,090	105,441,339	490,292,884
第7計算期間	1,357,805	141,824,485	349,826,204
第8計算期間	7,719,956	55,802,044	301,744,116
第9計算期間	4,324,831	80,244,354	225,824,593
第10計算期間	7,905,023	8,696,938	225,032,678
第11計算期間	191,172	35,923,484	189,300,366
第12計算期間	141,167	40,133,302	149,308,231
第13計算期間	144,275	14,349,653	135,102,853
第14計算期間	153,440	9,446,129	125,810,164
第15計算期間	108,534	5,487,688	120,431,010
第16計算期間	92,828	12,085,225	108,438,613
第17計算期間	2,252,991	16,607,392	94,084,212
第18計算期間	47,731	1,758,946	92,372,997
第19計算期間	48,267	57,402,217	35,019,047

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	2,694,608,986	100.00
純資産総額		2,694,608,986	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》



運用実績

2022年12月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2012年12月28日～2022年12月30日 (豪ドルコース(毎月分配型)／ブラジルリアルコース(毎月分配型))
 2013年1月16日(設定日)～2022年12月30日 (メキシコペソコース(毎月分配型))
 2013年2月20日(設定日)～2022年12月30日 (豪ドルコース(年2回分配型)／ブラジルリアルコース(年2回分配型)／
 メキシコペソコース(年2回分配型))
 2013年7月1日(設定日)～2022年12月30日 (世界通貨分散コース(毎月分配型)／世界通貨分散コース(年2回分配型))

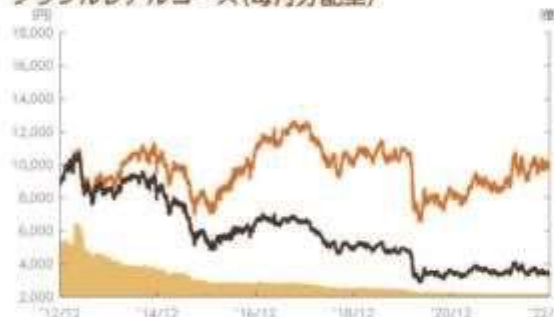
豪ドルコース(毎月分配型)



豪ドルコース(年2回分配型)



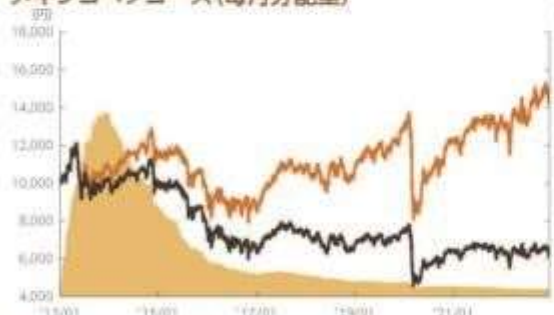
ブラジルリアルコース(毎月分配型)



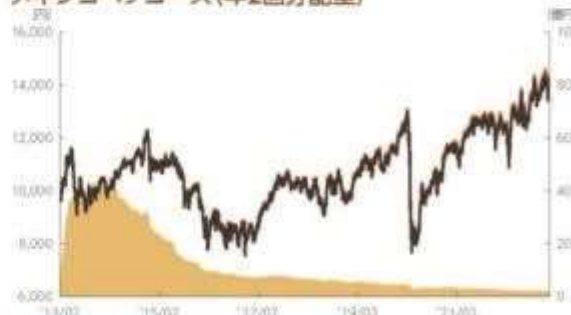
ブラジルリアルコース(年2回分配型)



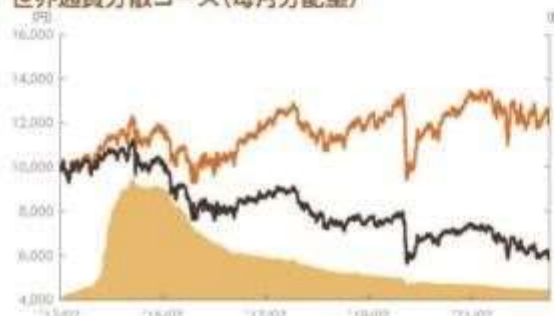
メキシコペソコース(毎月分配型)



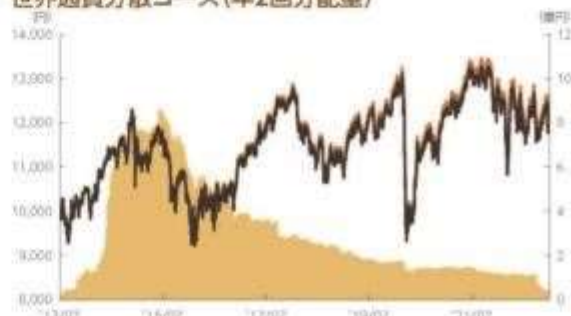
メキシコペソコース(年2回分配型)



世界通貨分散コース(毎月分配型)



世界通貨分散コース(年2回分配型)



- ・各ファンド(豪ドルコース(毎月分配型)およびブラジルリアルコース(毎月分配型)を除く)基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・豪ドルコース(毎月分配型)およびブラジルリアルコース(毎月分配型)基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■基準価額・純資産

	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
基準価額	6,953円	3,351円	6,408円	5,943円
純資産総額	43.2億円	0.8億円	36.8億円	21.2億円

	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
基準価額	9,741円	9,721円	13,953円	11,977円
純資産総額	0.4億円	0.1億円	2.1億円	0.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
2022 年 12月	35円	50円	70円	60円
2022 年 11月	35円	50円	70円	60円
2022 年 10月	35円	50円	70円	60円
2022 年 9月	35円	50円	70円	60円
2022 年 8月	35円	50円	70円	60円
2022 年 7月	35円	50円	70円	60円
直近1年間累計	360円	540円	750円	620円
設定来累計	6,290円	8,045円	6,340円	5,835円

	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
2022 年 12月	0円	0円	10円	10円
2022 年 6月	0円	0円	10円	10円
2021 年 12月	10円	0円	10円	10円
2021 年 6月	10円	0円	10円	10円
2020 年 12月	10円	0円	10円	10円
2020 年 6月	0円	0円	0円	10円
設定来累計	60円	70円	130円	180円

・分配金は1万円当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

資産構成	米ドルコース (毎月分配型)	ブラジルレアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
外国投資信託	99.5%	99.0%	99.6%	99.3%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.4%	0.9%	0.3%	0.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	米ドルコース (年2回分配型)	ブラジルレアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
外国投資信託	99.3%	99.0%	99.4%	99.2%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	0.6%	0.9%	0.5%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1 JAPAN TREASURY DISC BILL #1118	0.0000%	2023/02/13	2.6%
2 ISRAEL MAKAM BILL	0.0000%	2023/07/05	1.8%
3 ISRAEL MAKAM BILL	0.0000%	2023/08/02	1.5%
4 U S TREASURY NOTE	3.1250%	2029/08/31	1.5%
5 ESKOM HOLDINGS SOC LTD SR UNSEC REGS	6.3500%	2028/08/10	1.4%
6 FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.2%
7 EGYPT GOVT SR UNSEC	6.3750%	2031/04/11	1.2%
8 REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4.8500%	2027/09/27	1.1%
9 U S TREASURY BOND	2.0000%	2041/11/15	1.1%
10 PEMEX SR UNSEC	7.6900%	2050/01/23	1.1%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 余裕資金運用に伴う短期金融商品保有分を含む(レボ取引・CPを除く)

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

豪ドルコース（毎月分配型）



豪ドルコース（年2回分配型）



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

ブラジルリアルコース（毎月分配型）



ブラジルリアルコース（年2回分配型）



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

メキシコペソコース（毎月分配型）



メキシコペソコース（年2回分配型）



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

世界通貨分散コース（毎月分配型）



世界通貨分散コース（年2回分配型）



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】**（１）【資産の評価】**

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
2025年11月20日まで（2011年3月31日設定）
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
2025年11月20日まで（2013年1月16日設定）
「豪ドルコース（年２回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」
「メキシコペソコース（年２回分配型）」
2025年11月20日まで（2013年2月20日設定）
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」
「世界通貨分散コース（年２回分配型）」
2025年11月20日まで（2013年7月1日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」
毎月21日から翌月20日まで
「豪ドルコース（年２回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」
「メキシコペソコース（年２回分配型）」
「世界通貨分散コース（年２回分配型）」

毎年６月21日から12月20日および12月21日から翌年６月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする投資信託証券（「世界通貨分散コース（毎月分配型）」、「世界通貨分散コース（年２回分配型）」はすべての投資信託証券）に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファン

ドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年6月21日から令和4年12月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,603,249	41,045,666
投資信託受益証券	4,814,847,370	4,416,121,408
親投資信託受益証券	5,649,175	5,648,620
未収入金	30,000,000	20,000,000
流動資産合計	4,870,099,794	4,482,815,694
資産合計	4,870,099,794	4,482,815,694
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,823,757	21,838,186
未払解約金	1,052,642	16,238,166
未払受託者報酬	185,921	157,638
未払委託者報酬	7,483,381	6,345,017
未払利息	27	88
その他未払費用	13,933	11,813
流動負債合計	31,559,661	44,590,908
負債合計	31,559,661	44,590,908
純資産の部		
元本等		
元本	6,521,073,628	6,239,481,742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,682,533,495	△1,801,256,956
（分配準備積立金）	2,567,808,379	2,476,271,750
元本等合計	4,838,540,133	4,438,224,786
純資産合計	4,838,540,133	4,438,224,786
負債純資産合計	4,870,099,794	4,482,815,694

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	162,221,532	184,467,215
受取利息	25	16
有価証券売買等損益	△370,133,364	△203,193,732
営業収益合計	△207,911,807	△18,726,501
営業費用		
支払利息	1,757	5,350
受託者報酬	1,151,725	1,013,798
委託者報酬	46,356,912	40,805,471
その他費用	86,321	75,977
営業費用合計	47,596,715	41,900,596
営業利益又は営業損失（△）	△255,508,522	△60,627,097
経常利益又は経常損失（△）	△255,508,522	△60,627,097
当期純利益又は当期純損失（△）	△255,508,522	△60,627,097
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△202,330	1,910,993
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,432,735,192	△1,682,533,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	105,660,181	80,995,768
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	105,660,181	80,995,768
剰余金減少額又は欠損金増加額	190,131	3,906,400
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	190,131	3,906,400
分配金	99,962,161	133,274,739
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,682,533,495	△1,801,256,956

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	7,012,445,712円	6,521,073,628円
期中追加設定元本額	1,084,124円	14,000,000円
期中一部解約元本額	492,456,208円	295,591,886円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,682,533,495円	1,801,256,956円
3. 受益権の総数	6,521,073,628口	6,239,481,742口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第128期 令和 3年12月21日 令和 4年 1月20日	2.分配金の計算過程 第134期 令和 4年 6月21日 令和 4年 7月20日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>15,541,147円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,541,147円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>24,967,997円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	24,967,997円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	15,541,147円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	24,967,997円											

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	593,958,546円	収益調整金額	C	557,653,717円
分配準備積立金額	D	2,690,796,564円	分配準備積立金額	D	2,554,058,613円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,300,296,257円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,136,680,327円
当ファンドの期末残存口数	F	6,913,543,640口	当ファンドの期末残存口数	F	6,486,155,156口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,773円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,835円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,827,087円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,701,543円
第129期 令和 4年 1月21日 令和 4年 2月21日			第135期 令和 4年 7月21日 令和 4年 8月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,957,708円	費用控除後の配当等収益額	A	30,483,809円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	583,974,628円	収益調整金額	C	555,916,167円
分配準備積立金額	D	2,647,251,901円	分配準備積立金額	D	2,522,300,777円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,248,184,237円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,108,700,753円
当ファンドの期末残存口数	F	6,797,335,704口	当ファンドの期末残存口数	F	6,411,666,052口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,778円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,848円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,594,671円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,440,831円
第130期 令和 4年 2月22日 令和 4年 3月22日			第136期 令和 4年 8月23日 令和 4年 9月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,110,498円	費用控除後の配当等収益額	A	24,196,376円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	579,655,932円	収益調整金額	C	549,796,156円
分配準備積立金額	D	2,630,991,298円	分配準備積立金額	D	2,502,487,524円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,233,757,728円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,076,480,056円
当ファンドの期末残存口数	F	6,747,021,009口	当ファンドの期末残存口数	F	6,341,080,722口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,792円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,851円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,494,042円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,193,782円
第131期 令和 4年 3月23日 令和 4年 4月20日			第137期 令和 4年 9月21日 令和 4年10月20日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	27,923,313円	費用控除後の配当等収益額	A	23,958,289円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	571,340,700円	収益調整金額	C	547,031,719円
分配準備積立金額	D	2,600,597,637円	分配準備積立金額	D	2,491,897,260円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,199,861,650円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,062,887,268円
当ファンドの期末残存口数	F	6,645,772,534口	当ファンドの期末残存口数	F	6,309,196,804口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,814円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,854円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,291,545円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,082,188円
第132期 令和 4年 4月21日 令和 4年 5月20日			第138期 令和 4年10月21日 令和 4年11月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,140,883円	費用控除後の配当等収益額	A	30,966,248円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	563,256,116円	収益調整金額	C	546,235,444円
分配準備積立金額	D	2,578,223,396円	分配準備積立金額	D	2,485,759,154円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,161,620,395円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,062,960,846円
当ファンドの期末残存口数	F	6,551,731,276口	当ファンドの期末残存口数	F	6,290,916,979口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,825円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,868円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,931,059円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,018,209円
第133期 令和 4年 5月21日 令和 4年 6月20日			第139期 令和 4年11月22日 令和 4年12月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,285,444円	費用控除後の配当等収益額	A	23,800,034円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	560,655,845円	収益調整金額	C	541,769,299円
分配準備積立金額	D	2,563,346,692円	分配準備積立金額	D	2,474,309,902円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,151,287,981円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,039,879,235円
当ファンドの期末残存口数	F	6,521,073,628口	当ファンドの期末残存口数	F	6,239,481,742口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,832円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,871円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,823,757円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,838,186円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	56,837,151	24,884,844
親投資信託受益証券	—	—
合計	56,837,151	24,884,844

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	0.7420円	0.7113円
(1万口当たり純資産額)	(7,420円)	(7,113円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (AUD)	736,020.23	4,416,121,408	
投資信託受益証券 合計		736,020.23	4,416,121,408	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,548,198	5,648,620	
親投資信託受益証券 合計		5,548,198	5,648,620	
合計		6,284,218.23	4,421,770,028	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	729,874	729,753
投資信託受益証券	49,815,259	47,203,501
親投資信託受益証券	71,026	51,021
流動資産合計	50,616,159	47,984,275
資産合計	50,616,159	47,984,275
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	11,394	10,787
未払委託者報酬	458,382	434,267
未払利息	1	1
その他未払費用	693	624
流動負債合計	470,470	445,679
負債合計	470,470	445,679
純資産の部		
元本等		
元本	49,692,310	47,705,607
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	453,379	△167,011
（分配準備積立金）	11,278,314	12,299,720
元本等合計	50,145,689	47,538,596
純資産合計	50,145,689	47,538,596
負債純資産合計	50,616,159	47,984,275

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	1,617,733	1,956,829
有価証券売買等損益	△3,701,950	△2,138,592
営業収益合計	△2,084,217	△181,763
営業費用		
支払利息	6	102
受託者報酬	11,394	10,787
委託者報酬	458,382	434,267
その他費用	693	624
営業費用合計	470,475	445,780
営業利益又は営業損失（△）	△2,554,692	△627,543
経常利益又は経常損失（△）	△2,554,692	△627,543
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,554,692	△627,543
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	△25,279
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,008,071	453,379
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,126
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,126
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	453,379	△167,011

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	49,692,310円	49,692,310円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	—円	1,986,703円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—円	167,011円
3. 受益権の総数	49,692,310口	47,705,607口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,147,258円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,802,723円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>10,131,056円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,147,258円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	19,802,723円	分配準備積立金額	D	10,131,056円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,472,314円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,011,008円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>10,827,406円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,472,314円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	19,011,008円	分配準備積立金額	D	10,827,406円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	1,147,258円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																													
収益調整金額	C	19,802,723円																													
分配準備積立金額	D	10,131,056円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	1,472,314円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																													
収益調整金額	C	19,011,008円																													
分配準備積立金額	D	10,827,406円																													

第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,081,037円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,310,728円
当ファンドの期末残存口数	F	49,692,310口	当ファンドの期末残存口数	F	47,705,607口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,254円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,563円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△3,709,708	△2,081,103
親投資信託受益証券	—	△6
合計	△3,709,708	△2,081,109

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0091円	0.9965円
(1万口当たり純資産額)	(10,091円)	(9,965円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (AUD)	7,867.25	47,203,501	
投資信託受益証券 合計		7,867.25	47,203,501	

親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	50,114	51,021	
親投資信託受益証券 合計		50,114	51,021	
合計		57,981.25	47,254,522	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,238,207	1,326,525
投資信託受益証券	86,939,418	89,326,728
親投資信託受益証券	125,661	75,652
未収入金	320,000	150,000
流動資産合計	88,623,286	90,878,905
資産合計	88,623,286	90,878,905
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,207,984	1,307,142
未払受託者報酬	3,438	3,186
未払委託者報酬	138,346	128,142
未払利息	1	2
その他未払費用	247	233
流動負債合計	1,350,016	1,438,705
負債合計	1,350,016	1,438,705
純資産の部		
元本等		
元本	241,596,928	261,428,476
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△154,323,658	△171,988,276
（分配準備積立金）	48,331,959	43,083,496
元本等合計	87,273,270	89,440,200
純資産合計	87,273,270	89,440,200
負債純資産合計	88,623,286	90,878,905

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年12月21日 令和 4年 6月20日	自 至	当期 令和 4年 6月21日 令和 4年12月20日
営業収益				
受取配当金		4,790,505		4,429,832
有価証券売買等損益		8,742,835		△642,531
営業収益合計		13,533,340		3,787,301
営業費用				
支払利息		28		189
受託者報酬		20,006		19,487
委託者報酬		805,100		784,008
その他費用		1,433		1,406
営業費用合計		826,567		805,090
営業利益又は営業損失（△）		12,706,773		2,982,211
経常利益又は経常損失（△）		12,706,773		2,982,211
当期純利益又は当期純損失（△）		12,706,773		2,982,211
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		194,172		△631
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△170,820,030		△154,323,658
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,304,247		5,750,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,304,247		5,750,960
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,362,616		18,872,876
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,362,616		18,872,876
分配金		5,957,860		7,525,544
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△154,323,658		△171,988,276

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	257,078,040円	241,596,928円
期中追加設定元本額	8,468,888円	28,671,548円
期中一部解約元本額	23,950,000円	8,840,000円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	154,323,658円	171,988,276円
3. 受益権の総数	241,596,928口	261,428,476口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第128期 令和 3年12月21日 令和 4年 1月20日	2.分配金の計算過程 第134期 令和 4年 6月21日 令和 4年 7月20日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>913,288円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	913,288円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>591,749円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	591,749円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	913,288円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	591,749円											

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	15,530,149円	収益調整金額	C	16,335,802円
分配準備積立金額	D	54,776,483円	分配準備積立金額	D	47,538,579円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,219,920円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,466,130円
当ファンドの期末残存口数	F	257,770,747口	当ファンドの期末残存口数	F	239,911,807口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,762円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,687円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	773,312円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,199,559円
第129期 令和 4年 1月21日 令和 4年 2月21日			第135期 令和 4年 7月21日 令和 4年 8月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	770,691円	費用控除後の配当等収益額	A	720,803円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	15,421,716円	収益調整金額	C	18,195,665円
分配準備積立金額	D	54,533,026円	分配準備積立金額	D	46,716,284円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,725,433円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,632,752円
当ファンドの期末残存口数	F	255,970,747口	当ファンドの期末残存口数	F	246,151,667口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,763円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,666円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	767,912円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,230,758円
第130期 令和 4年 2月22日 令和 4年 3月22日			第136期 令和 4年 8月23日 令和 4年 9月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	733,997円	費用控除後の配当等収益額	A	674,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	15,689,126円	収益調整金額	C	18,195,665円
分配準備積立金額	D	54,077,768円	分配準備積立金額	D	46,206,329円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,500,891円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,076,666円
当ファンドの期末残存口数	F	255,273,321口	当ファンドの期末残存口数	F	246,151,667口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,761円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,643円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	765,819円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,230,758円
第131期 令和 4年 3月23日 令和 4年 4月20日			第137期 令和 4年 9月21日 令和 4年10月20日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	734,460円	費用控除後の配当等収益額	A	599,711円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	15,223,983円	収益調整金額	C	18,552,414円
分配準備積立金額	D	51,293,682円	分配準備積立金額	D	45,650,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,252,125円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,802,368円
当ファンドの期末残存口数	F	243,495,306口	当ファンドの期末残存口数	F	247,527,138口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,761円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,617円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,217,476円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,237,635円
第132期 令和 4年 4月21日 令和 4年 5月20日			第138期 令和 4年10月21日 令和 4年11月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	611,930円	費用控除後の配当等収益額	A	623,467円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	15,651,539円	収益調整金額	C	22,985,701円
分配準備積立金額	D	50,810,666円	分配準備積立金額	D	44,794,132円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,074,135円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,403,300円
当ファンドの期末残存口数	F	245,071,579口	当ファンドの期末残存口数	F	263,938,476口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,736円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,591円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,225,357円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,319,692円
第133期 令和 4年 5月21日 令和 4年 6月20日			第139期 令和 4年11月22日 令和 4年12月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	615,732円	費用控除後の配当等収益額	A	712,114円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	15,991,160円	収益調整金額	C	22,767,101円
分配準備積立金額	D	48,924,211円	分配準備積立金額	D	43,678,524円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,531,103円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,157,739円
当ファンドの期末残存口数	F	241,596,928口	当ファンドの期末残存口数	F	261,428,476口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,712円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,568円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,207,984円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,307,142円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	170,738	1,405,985
親投資信託受益証券	—	—
合計	170,738	1,405,985

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	0.3612円	0.3421円
(1万口当たり純資産額)	(3,612円)	(3,421円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ （BRL）	34,689.99	89,326,728	
投資信託受益証券 合計		34,689.99	89,326,728	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	74,308	75,652	
親投資信託受益証券 合計		74,308	75,652	
合計		108,997.99	89,402,380	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 〔 令和 4年 6月20日現在 〕	第20期 〔 令和 4年12月20日現在 〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	284,256	227,795
投資信託受益証券	18,680,317	19,336,177
親投資信託受益証券	31,011	21,008
流動資産合計	18,995,584	19,584,980
資産合計	18,995,584	19,584,980
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,514	4,196
未払委託者報酬	181,690	168,763
その他未払費用	250	215
流動負債合計	186,454	173,174
負債合計	186,454	173,174
純資産の部		
元本等		
元本	19,556,141	19,556,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△747,011	△144,335
（分配準備積立金）	12,953,211	13,744,294
元本等合計	18,809,130	19,411,806
純資産合計	18,809,130	19,411,806
負債純資産合計	18,995,584	19,584,980

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	1,086,246	964,264
有価証券売買等損益	1,372,962	△188,407
営業収益合計	2,459,208	775,857
営業費用		
支払利息	5	7
受託者報酬	4,514	4,196
委託者報酬	181,690	168,763
その他費用	250	215
営業費用合計	186,459	173,181
営業利益又は営業損失（△）	2,272,749	602,676
経常利益又は経常損失（△）	2,272,749	602,676
当期純利益又は当期純損失（△）	2,272,749	602,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	799,462	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,195,160	△747,011
剰余金増加額又は欠損金減少額	974,862	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	884,544	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,318	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△747,011	△144,335

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	19,651,781円	19,556,141円
期中追加設定元本額	7,654,115円	—円
期中一部解約元本額	7,749,755円	—円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	747,011円	144,335円
3. 受益権の総数	19,556,141口	19,556,141口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>756,333円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>10,358,458円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>12,196,878円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	756,333円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	10,358,458円	分配準備積立金額	D	12,196,878円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>791,083円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>10,358,458円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>12,953,211円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	791,083円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	10,358,458円	分配準備積立金額	D	12,953,211円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	756,333円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																													
収益調整金額	C	10,358,458円																													
分配準備積立金額	D	12,196,878円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	791,083円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																													
収益調整金額	C	10,358,458円																													
分配準備積立金額	D	12,953,211円																													

第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,311,669円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,102,752円
当ファンドの期末残存口数	F	19,556,141口	当ファンドの期末残存口数	F	19,556,141口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,920円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,324円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	788,635	△190,161
親投資信託受益証券	1	△3
合計	788,636	△190,164

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	0.9618円	0.9926円
(1万口当たり純資産額)	(9,618円)	(9,926円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (BRL)	7,509.19	19,336,177	
投資信託受益証券 合計		7,509.19	19,336,177	

親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	20,635	21,008	
親投資信託受益証券 合計		20,635	21,008	
合計		28,144.19	19,357,185	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,292,445	23,283,287
投資信託受益証券	3,777,005,817	3,651,101,787
親投資信託受益証券	4,570,826	4,570,377
未収入金	43,200,000	40,800,000
流動資産合計	3,840,069,088	3,719,755,451
資産合計	3,840,069,088	3,719,755,451
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,351,807	39,850,869
未払解約金	5,275,990	5,527,447
未払受託者報酬	149,431	131,381
未払委託者報酬	6,014,632	5,287,965
未払利息	21	50
その他未払費用	11,196	9,844
流動負債合計	44,803,077	50,807,556
負債合計	44,803,077	50,807,556
純資産の部		
元本等		
元本	6,063,965,081	5,692,981,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,268,699,070	△2,024,033,414
（分配準備積立金）	1,382,199,570	1,322,798,698
元本等合計	3,795,266,011	3,668,947,895
純資産合計	3,795,266,011	3,668,947,895
負債純資産合計	3,840,069,088	3,719,755,451

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	272,835,649	302,841,933
受取利息	14	7
有価証券売買等損益	△107,393,771	90,653,588
営業収益合計	165,441,892	393,495,528
営業費用		
支払利息	1,467	3,842
受託者報酬	897,442	835,792
委託者報酬	36,121,877	33,640,518
その他費用	67,250	62,626
営業費用合計	37,088,036	34,542,778
営業利益又は営業損失（△）	128,353,856	358,952,750
経常利益又は経常損失（△）	128,353,856	358,952,750
当期純利益又は当期純損失（△）	128,353,856	358,952,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,526,499	644,230
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,452,928,972	△2,268,699,070
剰余金増加額又は欠損金減少額	279,143,902	144,463,525
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	279,143,902	144,463,525
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,011,367	12,698,310
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,011,367	12,698,310
分配金	210,729,990	245,408,079
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,268,699,070	△2,024,033,414

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	6,804,882,509円	6,063,965,081円
期中追加設定元本額	13,252,603円	37,396,485円
期中一部解約元本額	754,170,031円	408,380,257円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,268,699,070円	2,024,033,414円
3. 受益権の総数	6,063,965,081口	5,692,981,309口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第106期 令和 3年12月21日 令和 4年 1月20日	2.分配金の計算過程 第112期 令和 4年 6月21日 令和 4年 7月20日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>37,121,738円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	37,121,738円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>42,967,226円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	42,967,226円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	37,121,738円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	42,967,226円											

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円
	収益調整金額	C 735,256,853円		収益調整金額	C 669,824,476円
	分配準備積立金額	D 1,483,446,278円		分配準備積立金額	D 1,375,480,080円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,255,824,869円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,088,271,782円
	当ファンドの期末残存口数	F 6,645,818,270口		当ファンドの期末残存口数	F 6,034,485,485口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 3,394円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 3,460円
	1万口当たり分配金額	H 55円		1万口当たり分配金額	H 70円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000 36,552,000円		収益分配金金額	I=F*H/10,000 42,241,398円
第107期			第113期		
令和 4年 1月21日			令和 4年 7月21日		
令和 4年 2月21日			令和 4年 8月22日		
	項目			項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 36,110,520円		費用控除後の配当等収益額	A 49,912,862円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円
	収益調整金額	C 722,600,106円		収益調整金額	C 664,671,833円
	分配準備積立金額	D 1,456,489,382円		分配準備積立金額	D 1,364,787,493円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,215,200,008円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,079,372,188円
	当ファンドの期末残存口数	F 6,525,483,923口		当ファンドの期末残存口数	F 5,985,611,465口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 3,394円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 3,473円
	1万口当たり分配金額	H 55円		1万口当たり分配金額	H 70円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000 35,890,161円		収益分配金金額	I=F*H/10,000 41,899,280円
第108期			第114期		
令和 4年 2月22日			令和 4年 8月23日		
令和 4年 3月22日			令和 4年 9月20日		
	項目			項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 35,185,910円		費用控除後の配当等収益額	A 49,637,825円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円
	収益調整金額	C 717,075,631円		収益調整金額	C 655,777,992円
	分配準備積立金額	D 1,443,191,708円		分配準備積立金額	D 1,353,738,359円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,195,453,249円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,059,154,176円
	当ファンドの期末残存口数	F 6,468,466,797口		当ファンドの期末残存口数	F 5,903,479,419口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 3,394円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 3,488円
	1万口当たり分配金額	H 55円		1万口当たり分配金額	H 70円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000 35,576,567円		収益分配金金額	I=F*H/10,000 41,324,355円
第109期			第115期		
令和 4年 3月23日			令和 4年 9月21日		
令和 4年 4月20日			令和 4年10月20日		
	項目			項目	

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	45,527,820円	費用控除後の配当等収益額	A	44,764,069円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	704,049,432円	収益調整金額	C	637,826,911円
分配準備積立金額	D	1,414,630,010円	分配準備積立金額	D	1,321,060,918円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,164,207,262円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,003,651,898円
当ファンドの期末残存口数	F	6,345,084,466口	当ファンドの期末残存口数	F	5,730,949,198口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,410円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,496円
1万口当たり分配金額	H	55円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,897,964円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,116,644円
第110期 令和 4年 4月21日 令和 4年 5月20日			第116期 令和 4年10月21日 令和 4年11月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,397,308円	費用控除後の配当等収益額	A	50,685,208円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	695,243,652円	収益調整金額	C	636,513,629円
分配準備積立金額	D	1,407,433,669円	分配準備積立金額	D	1,320,114,893円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,146,074,629円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,007,313,730円
当ファンドの期末残存口数	F	6,265,725,637口	当ファンドの期末残存口数	F	5,710,790,495口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,425円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,514円
1万口当たり分配金額	H	55円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,461,491円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,975,533円
第111期 令和 4年 5月21日 令和 4年 6月20日			第117期 令和 4年11月22日 令和 4年12月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,023,153円	費用控除後の配当等収益額	A	42,001,889円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	673,096,700円	収益調整金額	C	640,554,993円
分配準備積立金額	D	1,370,528,224円	分配準備積立金額	D	1,320,647,678円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,088,648,077円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,003,204,560円
当ファンドの期末残存口数	F	6,063,965,081口	当ファンドの期末残存口数	F	5,692,981,309口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,444円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,518円
1万口当たり分配金額	H	55円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,351,807円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,850,869円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	10,949,987	△44,541,485
親投資信託受益証券	—	—
合計	10,949,987	△44,541,485

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	0.6259円	0.6445円
(1万口当たり純資産額)	(6,259円)	(6,445円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (MXN)	698,909.22	3,651,101,787	
投資信託受益証券 合計		698,909.22	3,651,101,787	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	4,489,124	4,570,377	
親投資信託受益証券 合計		4,489,124	4,570,377	
合計		5,188,033.22	3,655,672,164	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,224,091	3,118,044
投資信託受益証券	199,863,880	213,031,975
親投資信託受益証券	283,345	283,317
流動資産合計	205,371,316	216,433,336
資産合計	205,371,316	216,433,336
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	157,741	152,760
未払解約金	1,462,347	-
未払受託者報酬	50,329	46,522
未払委託者報酬	2,025,826	1,872,467
未払利息	7	6
その他未払費用	3,203	2,963
流動負債合計	3,699,453	2,074,718
負債合計	3,699,453	2,074,718
純資産の部		
元本等		
元本	157,741,506	152,760,008
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,930,357	61,598,610
（分配準備積立金）	147,814,167	155,343,802
元本等合計	201,671,863	214,358,618
純資産合計	201,671,863	214,358,618
負債純資産合計	205,371,316	216,433,336

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	15,128,883	16,887,303
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	△6,300,201	4,520,764
営業収益合計	8,828,683	21,408,067
営業費用		
支払利息	198	625
受託者報酬	50,329	46,522
委託者報酬	2,025,826	1,872,467
その他費用	3,203	2,963
営業費用合計	2,079,556	1,922,577
営業利益又は営業損失（△）	6,749,127	19,485,490
経常利益又は経常損失（△）	6,749,127	19,485,490
当期純利益又は当期純損失（△）	6,749,127	19,485,490
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	595,339	682,467
期首剰余金又は期首欠損金（△）	48,345,961	43,930,357
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,579	1,232,578
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,579	1,232,578
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,423,230	2,214,588
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,423,230	2,214,588
分配金	157,741	152,760
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,930,357	61,598,610

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	201,037,875円	157,741,506円
期中追加設定元本額	46,506円	2,922,912円
期中一部解約元本額	43,342,875円	7,904,410円
2. 受益権の総数	157,741,506口	152,760,008口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,562,094円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>13,379,839円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>136,409,814円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>161,351,747円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>157,741,506口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,228円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,562,094円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	13,379,839円	分配準備積立金額	D	136,409,814円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,351,747円	当ファンドの期末残存口数	F	157,741,506口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,228円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>15,002,971円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>15,690,722円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>140,493,591円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>171,187,284円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>152,760,008口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>11,206円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,002,971円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	15,690,722円	分配準備積立金額	D	140,493,591円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	171,187,284円	当ファンドの期末残存口数	F	152,760,008口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,206円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	11,562,094円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	13,379,839円																																															
分配準備積立金額	D	136,409,814円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,351,747円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	157,741,506口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,228円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	15,002,971円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	15,690,722円																																															
分配準備積立金額	D	140,493,591円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	171,187,284円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	152,760,008口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,206円																																															

第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	157,741円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	152,760円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第20期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△5,409,569	4,125,375
親投資信託受益証券	—	△28
合計	△5,409,569	4,125,347

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第19期 [令和 4年 6月20日現在]	第20期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	1.2785円	1.4032円
(1万口当たり純資産額)	(12,785円)	(14,032円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (MXN)	40,779.47	213,031,975	
投資信託受益証券 合計		40,779.47	213,031,975	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	278,281	283,317	
親投資信託受益証券 合計		278,281	283,317	
合計		319,060.47	213,315,292	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,406,901	15,949,013
投資信託受益証券	2,402,970,787	2,173,169,679
親投資信託受益証券	3,368,198	2,157,986
未収入金	21,000,000	28,000,000
流動資産合計	2,443,745,886	2,219,276,678
資産合計	2,443,745,886	2,219,276,678
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,222,483	21,547,949
未払解約金	1,242,739	5,155,924
未払受託者報酬	92,350	77,562
未払委託者報酬	3,717,081	3,121,909
未払利息	23	34
その他未払費用	6,916	5,805
流動負債合計	22,281,592	29,909,183
負債合計	22,281,592	29,909,183
純資産の部		
元本等		
元本	3,827,218,611	3,591,324,978
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,405,754,317	△1,401,957,483
（分配準備積立金）	626,708,789	549,089,977
元本等合計	2,421,464,294	2,189,367,495
純資産合計	2,421,464,294	2,189,367,495
負債純資産合計	2,443,745,886	2,219,276,678

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	112,425,948	110,586,077
受取利息	13	9
有価証券売買等損益	△126,535,971	△43,387,397
営業収益合計	△14,110,010	67,198,689
営業費用		
支払利息	1,230	3,776
受託者報酬	571,095	503,957
委託者報酬	22,986,572	20,284,187
その他費用	42,770	37,734
営業費用合計	23,601,667	20,829,654
営業利益又は営業損失（△）	△37,711,677	46,369,035
経常利益又は経常損失（△）	△37,711,677	46,369,035
当期純利益又は当期純損失（△）	△37,711,677	46,369,035
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,007,267	△1,042,867
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,360,093,473	△1,405,754,317
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,857,731	100,066,023
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,857,731	100,066,023
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,840,247	11,358,411
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,840,247	11,358,411
分配金	101,973,918	132,322,680
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,405,754,317	△1,401,957,483

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	4,095,012,910円	3,827,218,611円
期中追加設定元本額	17,530,579円	30,074,941円
期中一部解約元本額	285,324,878円	265,968,574円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,405,754,317円	1,401,957,483円
3. 受益権の総数	3,827,218,611口	3,591,324,978口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第101期 令和 3年12月21日 令和 4年 1月20日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,145,392円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,145,392円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第107期 令和 4年 6月21日 令和 4年 7月20日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>15,101,251円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,101,251円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	18,145,392円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	15,101,251円											

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	379,526,795円	収益調整金額	C	354,212,354円
分配準備積立金額	D	678,105,150円	分配準備積立金額	D	621,157,916円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,075,777,337円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	990,471,521円
当ファンドの期末残存口数	F	4,087,728,961口	当ファンドの期末残存口数	F	3,794,675,461口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,631円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,610円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,307,051円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,768,052円
第102期 令和 4年 1月21日 令和 4年 2月21日			第108期 令和 4年 7月21日 令和 4年 8月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,951,359円	費用控除後の配当等収益額	A	18,046,788円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	370,912,983円	収益調整金額	C	352,152,764円
分配準備積立金額	D	666,465,974円	分配準備積立金額	D	607,093,911円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,051,330,316円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	977,293,463円
当ファンドの期末残存口数	F	3,994,953,534口	当ファンドの期末残存口数	F	3,761,512,967口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,631円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,598円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,977,290円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,569,077円
第103期 令和 4年 2月22日 令和 4年 3月22日			第109期 令和 4年 8月23日 令和 4年 9月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,197,058円	費用控除後の配当等収益額	A	14,896,535円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	364,443,945円	収益調整金額	C	345,576,300円
分配準備積立金額	D	650,627,392円	分配準備積立金額	D	588,908,630円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,028,268,395円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	949,381,465円
当ファンドの期末残存口数	F	3,924,274,999口	当ファンドの期末残存口数	F	3,681,771,601口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,620円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,578円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,659,237円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,090,629円
第104期 令和 4年 3月23日 令和 4年 4月20日			第110期 令和 4年 9月21日 令和 4年10月20日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	17,356,653円	費用控除後の配当等収益額	A	15,552,366円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	362,153,324円	収益調整金額	C	339,771,879円
分配準備積立金額	D	641,107,643円	分配準備積立金額	D	570,220,076円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,020,617,620円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	925,544,321円
当ファンドの期末残存口数	F	3,895,741,172口	当ファンドの期末残存口数	F	3,613,014,102口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,619円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,561円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,530,835円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,678,084円
第105期 令和 4年 4月21日 令和 4年 5月20日			第111期 令和 4年10月21日 令和 4年11月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,460,367円	費用控除後の配当等収益額	A	18,744,449円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	356,972,671円	収益調整金額	C	341,307,327円
分配準備積立金額	D	631,591,110円	分配準備積立金額	D	562,175,432円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,004,024,148円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	922,227,208円
当ファンドの期末残存口数	F	3,839,338,343口	当ファンドの期末残存口数	F	3,611,481,611口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,615円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,553円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,277,022円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,668,889円
第106期 令和 4年 5月21日 令和 4年 6月20日			第112期 令和 4年11月22日 令和 4年12月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,325,314円	費用控除後の配当等収益額	A	14,808,472円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	357,026,342円	収益調整金額	C	339,702,790円
分配準備積立金額	D	626,605,958円	分配準備積立金額	D	555,829,454円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,000,957,614円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	910,340,716円
当ファンドの期末残存口数	F	3,827,218,611口	当ファンドの期末残存口数	F	3,591,324,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,615円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,534円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,222,483円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,547,949円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	当期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	34,471,995	20,798,936
親投資信託受益証券	—	—
合計	34,471,995	20,798,936

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 6月20日現在]	当期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6327円 (6,327円)	0.6096円 (6,096円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （AUD）	30,012.59	180,075,586	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （BRL）	70,254.78	180,906,062	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （MXN）	33,653.36	175,805,199	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （USD）	21,461.21	180,510,247	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （EUR）	27,597.49	184,268,488	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （GBP）	28,471.46	182,587,502	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （CAD）	29,679.87	178,821,242	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （TRY）	136,920.55	181,556,653	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （INR）	29,991.3	178,418,274	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （IDR）	31,269.36	182,018,960	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （CNH）	62,042.02	184,326,860	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （KRW）	27,617.09	183,874,606	
投資信託受益証券 合計		528,971.13	2,173,169,679	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,119,621	2,157,986	
親投資信託受益証券 合計		2,119,621	2,157,986	
合計		2,648,592.13	2,175,327,665	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 [令和 4年 6月20日現在]	第19期 [令和 4年12月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,054,240	1,055,778
投資信託受益証券	110,198,998	42,659,787
親投資信託受益証券	134,954	134,941
流動資産合計	112,388,192	43,850,506
資産合計	112,388,192	43,850,506
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	92,372	35,019
未払受託者報酬	25,146	19,048
未払委託者報酬	1,012,183	766,693
未払利息	2	2
その他未払費用	1,586	1,181
流動負債合計	1,131,289	821,943
負債合計	1,131,289	821,943
純資産の部		
元本等		
元本	92,372,997	35,019,047
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,883,906	8,009,516
（分配準備積立金）	73,547,291	29,486,758
元本等合計	111,256,903	43,028,563
純資産合計	111,256,903	43,028,563
負債純資産合計	112,388,192	43,850,506

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第19期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
営業収益		
受取配当金	4,967,966	3,863,480
有価証券売買等損益	△5,708,111	△3,502,704
営業収益合計	△740,145	360,776
営業費用		
支払利息	37	281
受託者報酬	25,146	19,048
委託者報酬	1,012,183	766,693
その他費用	1,586	1,181
営業費用合計	1,038,952	787,203
営業利益又は営業損失（△）	△1,779,097	△426,427
経常利益又は経常損失（△）	△1,779,097	△426,427
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,779,097	△426,427
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△150,252	△1,311,830
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,987,133	18,883,906
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,354	9,817
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,354	9,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	392,364	11,734,591
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	392,364	11,734,591
分配金	92,372	35,019
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,883,906	8,009,516

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第18期 [令和 4年 6月20日現在]	第19期 [令和 4年12月20日現在]
1. 期首元本額	94,084,212円	92,372,997円
期中追加設定元本額	47,731円	48,267円
期中一部解約元本額	1,758,946円	57,402,217円
2. 受益権の総数	92,372,997口	35,019,047口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第19期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,885,490円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>14,842,515円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>69,754,173円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>88,482,178円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>92,372,997口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>9,578円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,885,490円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	14,842,515円	分配準備積立金額	D	69,754,173円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,482,178円	当ファンドの期末残存口数	F	92,372,997口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,578円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,662,832円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,651,397円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>27,858,945円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>35,173,174円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>35,019,047口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,043円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,662,832円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	5,651,397円	分配準備積立金額	D	27,858,945円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,173,174円	当ファンドの期末残存口数	F	35,019,047口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,043円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	3,885,490円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	14,842,515円																																															
分配準備積立金額	D	69,754,173円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,482,178円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	92,372,997口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,578円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,662,832円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	5,651,397円																																															
分配準備積立金額	D	27,858,945円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,173,174円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	35,019,047口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,043円																																															

第18期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日			第19期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	92,372円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	35,019円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自 令和 3年12月21日 至 令和 4年 6月20日	第19期 自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 [令和 4年 6月20日現在]	第19期 [令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第18期 [令和 4年 6月20日現在]	第19期 [令和 4年12月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△6,481,350	△724,412
親投資信託受益証券	—	△13
合計	△6,481,350	△724,425

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第18期 [令和 4年 6月20日現在]	第19期 [令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2044円 (12,044円)	1.2287円 (12,287円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (AUD)	589.23	3,535,437	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (BRL)	1,379.29	3,551,684	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (MXN)	660.96	3,452,882	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ (USD)	421.29	3,543,551	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ (EUR)	541.61	3,616,359	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ (GBP)	558.84	3,583,852	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (CAD)	582.72	3,510,933	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (TRY)	2,688.45	3,564,890	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (INR)	588.84	3,503,036	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (IDR)	613.61	3,571,861	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (CNH)	1,217.17	3,616,224	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ (KRW)	542.06	3,609,078	
投資信託受益証券 合計		10,384.13	42,659,787	

親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	132,542	134,941	
親投資信託受益証券 合計		132,542	134,941	
合計		142,926.13	42,794,728	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年12月20日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	488,695,509
現先取引勘定	2,199,999,935
流動資産合計	2,688,695,444
資産合計	2,688,695,444
負債の部	
流動負債	
未払解約金	70
未払利息	1,053
流動負債合計	1,123
負債合計	1,123
純資産の部	
元本等	
元本	2,640,824,169
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	47,870,152
元本等合計	2,688,694,321
純資産合計	2,688,694,321
負債純資産合計	2,688,695,444

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年12月20日現在]
1. 期首	令和 4年 6月21日
期首元本額	2,878,252,301円
期中追加設定元本額	1,892,085,751円
期中一部解約元本額	2,129,513,883円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	526,414,096円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	2,210,674円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> （毎月分配型）	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> （毎月分配型）	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> （毎月分配型）	282,290円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> （毎月分配型）	1,074,934円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパールファンド>	43,737,693円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> （毎月分配型）	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> （毎月分配型）	669,935円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> （毎月分配型）	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	6,895,341円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> （毎月分配型）	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> （毎月分配型）	74,308円

	[令和 4年12月20日現在]
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	3,857,128円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	1,339,040円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,145,161円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	16,341,949円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	629,892円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）	416,840円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	71,489,573円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	7,489,236円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（年2回分配型）	11,006円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（年2回分配型）	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）	50,114円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	20,635円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）	278,281円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	665,580円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	1,149,232円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	2,119,621円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	9,829円

	[令和 4年12月20日現在]
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	2,007,890円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	7,196,270円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,517,041円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	845,131円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	1,016,827円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（毎月分配型）	2,895,129円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（年2回分配型）	870,254円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年2回分配型）	175,974円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（年2回分配型）	125,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（年2回分配型）	208,430円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	61,997,821円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,190円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（毎月決算型）	2,178,993円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	5,411,821円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（年1回決算型）	1,020,693円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	217,015円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	5,812,610円

	[令和 4年12月20日現在]
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	8,124,755円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	5,541,524円
PIMCO インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年2回分配型）	2,711,846円
PIMCO インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年2回分配型）	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）	1,616,484円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	4,433,586円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年2回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	10,787円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜円インカム＞（年2回分配型）	10,795円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（年2回分配型）	177,761円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）	89,371円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド＜米ドル投資型＞（3ヵ月決算型）	3,063,931円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド＜Wプレミアム＞（毎月決算型）	6,324,266円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	1,594,418,299円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	89,287円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	138,420円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	1,453,944円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年2回決算型）	6,675,966円

	[令和 4年12月20日現在]
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> （毎月決算型）	5,990,990円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> （年2回決算型）	9,376,245円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算 型）	169,198円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年1回決算 型）	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示 型）	9,822円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド（予想分配金提示 型）	9,822円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983円
三菱UFJ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱UFJ／マッコーリー オーストラリアREITファンド<W プレミアム>（毎月決算型）	97,104円
マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	9,874,156円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジ なし）	6,887,212円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジ あり）	5,484,593円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	5,038,306円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	51,826,756円
合計	2,640,824,169円
2. 受益権の総数	2,640,824,169口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 6月21日 至 令和 4年12月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年12月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年12月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0181円
(1万口当たり純資産額)	(10,181円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	4,329,996,446
II 負債総額	2,141,403
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,327,855,043
IV 発行済口数	6,224,460,057口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6953
（10,000口当たり）	（6,953）

【ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	46,492,250
II 負債総額	22,965
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,469,285
IV 発行済口数	47,705,607口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9741
（10,000口当たり）	（9,741）

【ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	87,571,690
II 負債総額	177,549
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	87,394,141
IV 発行済口数	260,828,476口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3351
（10,000口当たり）	（3,351）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	19,020,946
II 負債総額	9,560
III 純資産総額（I－II）	19,011,386
IV 発行済口数	19,556,141口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9721
（10,000口当たり）	（9,721）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	3,685,163,619
II 負債総額	3,812,643
III 純資産総額（I－II）	3,681,350,976
IV 発行済口数	5,744,527,692口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.6408
（10,000口当たり）	（6,408）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	213,257,556
II 負債総額	104,897
III 純資産総額（I－II）	213,152,659
IV 発行済口数	152,760,008口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.3953
（10,000口当たり）	（13,953）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,129,802,885
II 負債総額	1,060,201
III 純資産総額（I－II）	2,128,742,684
IV 発行済口数	3,582,164,886口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.5943
（10,000口当たり）	（5,943）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	41,964,623
II 負債総額	20,863
III 純資産総額（I－II）	41,943,760
IV 発行済口数	35,019,047口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.1977
（10,000口当たり）	（11,977）

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,694,753,163
II 負債総額	144,177
III 純資産総額（I－II）	2,694,608,986
IV 発行済口数	2,646,642,011口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0181
（10,000口当たり）	（10,181）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2022年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	875	21,763,425
追加型公社債投資信託	16	1,413,534
単位型株式投資信託	90	413,739
単位型公社債投資信託	51	119,277
合 計	1,032	23,709,975

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418

未払手数料	※2	5,200,810	※2	6,423,139
その他未払金	※2	4,412,521	※2	4,565,457
未払費用	※2	4,755,909	※2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
流動負債合計		18,606,476		19,066,990
固定負債				
長期未払金		21,600		10,800
退職給付引当金		1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金		117,938		117,938
時効後支払損引当金		245,426		250,214
固定負債合計		1,530,479		1,625,252
負債合計		20,136,956		20,692,243
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,951,289		29,000,498
利益剰余金合計		34,291,879		36,341,088
株主資本合計		81,024,723		83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408

投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670

当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ③ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|--------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 10,576,511千円 |
|---|--------|--------------|

②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	49,988円
④	基準日	令和3年3月31日
⑤	効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	1株当たり配当額	49,988円
③	基準日	令和3年3月31日
④	効力発生日	令和3年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—

有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2.その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は

2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
-------------------------------------	-------------------------------------

退職給付債務の期首残高	3,718,736	千円	3,729,235	千円
勤務費用	203,106		198,457	
利息費用	19,110		21,549	
数理計算上の差異の発生額	△18,826		△46,069	
退職給付の支払額	△192,890		△179,650	
過去勤務費用の発生額	—		—	
退職給付債務の期末残高	3,729,235		3,723,521	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957

その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,375,193
有価証券	270,676
前払費用	804,517
未収入金	78,340
未収委託者報酬	16,141,814
未収収益	751,362
金銭の信託	10,401,500
その他	264,566
流動資産合計	77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	△23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	※2 592,374
未払法人税等	2,634,965
賞与引当金	954,015
役員賞与引当金	86,040
その他	5,517
流動負債合計	18,307,880
固定負債	
退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3)中間株主資本等変動計算書
第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△ 1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	—
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	—
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	—
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	270,676	—	270,676
金銭の信託	—	10,401,500	—	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	—	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	—	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。)

- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2022年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2022年9月末現在)	③事業の内容
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）再委託先

- ①名称：ピムコジャパンリミテッド
- ②資本金の額：13,411,674.44米ドル（2022年9月末現在）
- ③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- （3）再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年12月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月30日	臨時報告書
2022年 9月16日	有価証券届出書
2022年 9月16日	有価証券報告書
2022年 9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年２月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年６月21日から令和４年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月22日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）の令和4年6月21日から令和4年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）の令和4年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年２月２２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和４年６月２１日から令和４年１２月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和４年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月22日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）の令和4年6月21日から令和4年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）の令和4年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年２月２２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）の令和４年６月２１日から令和４年１２月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）の令和４年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年２月２２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）の令和４年６月２１日から令和４年１２月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）の令和４年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年２月２２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）の令和４年６月２１日から令和４年１２月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）の令和４年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年２月２２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）の令和４年６月２１日から令和４年１２月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）の令和４年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。